

## 第1章 活力を高める税制改革

### - アメリカ、イギリス、スウェーデン

2001年以降、欧米先進諸国では複数年にわたる大型減税が相次いで実施に移された（第 部参照）。特にアメリカでは、2001年7月より10年にわたる大規模な減税計画が実施され、2002年3月には、租税特別措置を含む景気刺激パッケージが成立した。こうした現ブッシュ政権の経済政策が、80年代のレーガン政権期のそれと類似していること、90年代にアメリカが長期にわたる好景気を達成したこと等から、レーガン政権期の税制改革がこのところ改めて注目を集めている。

80年代にアメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権下で実施された「小さな政府」指向の税制改革は、その後の先進諸国における税制改革に大きな影響を与えた。こうした税制改革に共通しているのは、税率の引下げ等によって、民間の経済活動を活性化させ、経済の活力を高めようとする考え方であった。

税制は、所得の再分配や経済の安定化などに重要な役割を果たしている<sup>1</sup>。また、資源配分の観点からは、一般に、税引後の所得・収益や価格・費用に「税のくさび」（課税による経済活動の限界的な経済厚生の低下分）をもたらして家計や企業の活動に影響を与え、本来の市場メカニズムの働きを阻害する。したがって、経済全般にわたって「税のくさび」を低下させ、市場メカニズムによる効率性を達成し、中長期的な活力を最大限高めていくことが望ましい<sup>2</sup>。市場経済における家計や企業の選択を歪めない税制は中立的な税制と呼ばれる<sup>3</sup>。完全な中立性を保つことは現実には難しく、限界的な税負担を引き下げることによって経済活力を引き出していくことが政策課題となる。

---

<sup>1</sup> 税制にはこのほか、政府が公共サービスを提供する上での財源を調達するという、基本的な役割がある。税制が経済に与える影響を分析する場合には、税制のみならず、その国の経済状況や税制以外の経済政策全般にわたる総合的な検討が必要となる。また、税制のあり方を検討する際には、経済財政の状況の他、受益と負担のバランスや水準も重要な問題である。本章では、経済の活力という観点から税制を取り上げるため、所得税や法人税等税制が資源配分に与える影響に焦点を絞っている。

<sup>2</sup> ただし、いわゆる「市場の失敗」が存在する（市場メカニズムによっては経済効率が達成されない）場合は、課税によって経済効率が達成されることもある。例えば、環境を汚染する企業に対する課税は、当該企業に社会的な費用を負わせることによって、その環境汚染的な活動を制限し、経済全体の効率性を高めることができる（ピグー的課税）。

<sup>3</sup> Slemrod and Bakija [2000] を参照。

80年代以降の先進諸国の税制改革は、税率の引下げ等により税制の中立化を進め、市場メカニズムを活用して中長期的な活力を高める方向を基本としている。ただし、なかには特定の分野に限って「税のくさび」を低下させ、経済活性化を図ろうとした税制もみられる。例えば、現在アメリカやフランスで一時的に認められている特別減価償却の制度は、税制面から限界的な投資費用を軽減して投資活動への誘因（インセンティブ）を高め、短期的な投資の増加を図ろうとするものである。

本章では、これまで積極的に税制改革に取り組んでいるアメリカ、イギリス、スウェーデンの3か国<sup>4</sup>を取り上げ、80年代以降の税制改革を概観し、税制改革による経済活性化の効果にかかる実証分析を紹介する。

## 第1節 税制改革の取組みと経済成長

80年代以降、欧米先進諸国では、課税ベースの拡大を図りつつ、所得・法人税率の引下げに取り組んでいる。これは、課税ベースの拡大によって政府活動に必要な一定の税収を確保しつつ、税のくさびは低下させ中長期的な活力を高めようとの考え方に基づいている。

このように取り組まれた税制の中立化が経済成長に与えた影響を定量化するのは困難であるが、少なくとも税率の引下げは経済成長にプラスの効果を与える可能性が高い。OECD諸国をサンプルとした比較分析でも、税率が高いほど、経済成長率は低くなる傾向にあるとされている<sup>5</sup>。

先進諸国の中でも、アメリカ、イギリス、スウェーデンの3か国については、個人（労働）所得税率を引き下げるとともに、それぞれ86年、88年、91年に税率区分を大幅に削減して2段階とするなど、個人（労働）所得税のフラット化を図ったことが注目される<sup>6</sup>。個人（労働）所得税のフラット化は、限界的な所得に対する税負担を軽減する効果があるが、3か国の労働コスト

<sup>4</sup> これら3か国では70年代の後半に税制改革に関する報告書を相次いで公表している（アメリカ：ブループリント（77年）、イギリス：モード報告（78年）、スウェーデン：ロディン報告（76年））。

<sup>5</sup> Leibfritz 他 [1997] は3種類の税率（平均税率（租税収入の対GDP比）、限界税率（租税収入と名目GDPの時系列データを回帰分析して計測）、平均直接税率（平均資本所得税率と平均労働所得税率の加重平均））について分析を行い、いずれの税率も経済成長率と負の関係にあることを確認した。

<sup>6</sup> ただし、90年代を経て税率区分は増やされている。現在、アメリカにおいては6段階、イギリスでは3段階、スウェーデンでは3段階となっている。

( 社会保障費を含む ) に対する限界税率 ( 追加的な所得に対する税負担の大きさ ) は、80年代を経て低下している。アメリカにおける所得階層別の税負担をみると、80年代を通して個人所得の平均税率をほぼ一定とするなかで、中・高所得層の限界税率が大幅に引き下げられている ( 第 -1-1図 )。

一般に、労働所得税は所得再分配の観点から複数の税率区分からなる累進課税とされているのが通例である。しかし、累進課税は追加的な労働に対する報酬を低下させ、労働意欲を阻害する。したがって、累進課税のフラット化は、税制をより中立化し、努力に報いることによって労働への誘因を高めるものでもある。

法人税率についても、同様に税率の引下げが図られている。こうした動きは、限界税率を下げることによって、活力を引き出そうという考え方に即している。構造改革の進展もあり労働や資本の移動性は高まっており、限界税率の低いところへ生産要素が流れやすくなっている。

一方、付加価値税については、アメリカでは連邦レベルでは導入されていないが、イギリス、スウェーデンでは、所得・法人税率の引下げに対応して、税率の引上げと課税ベースの拡大が図られている。2001年の付加価値税率 ( 標準税率 ) はそれぞれ、17.5%、25%となっている。

90年代に入り、これら3か国は良好な経済パフォーマンスを示しており、それまでのトレンドを上回る成長を示している ( 第 -1-2図 )。高い成長率の実現には、80年代以降にこれら3か国で実施された大胆な規制緩和や労働市場改革などが重要な役割を果たしたと考えられるが、税制改革による経済活力の高まりも役割を果たしたと考えられる。

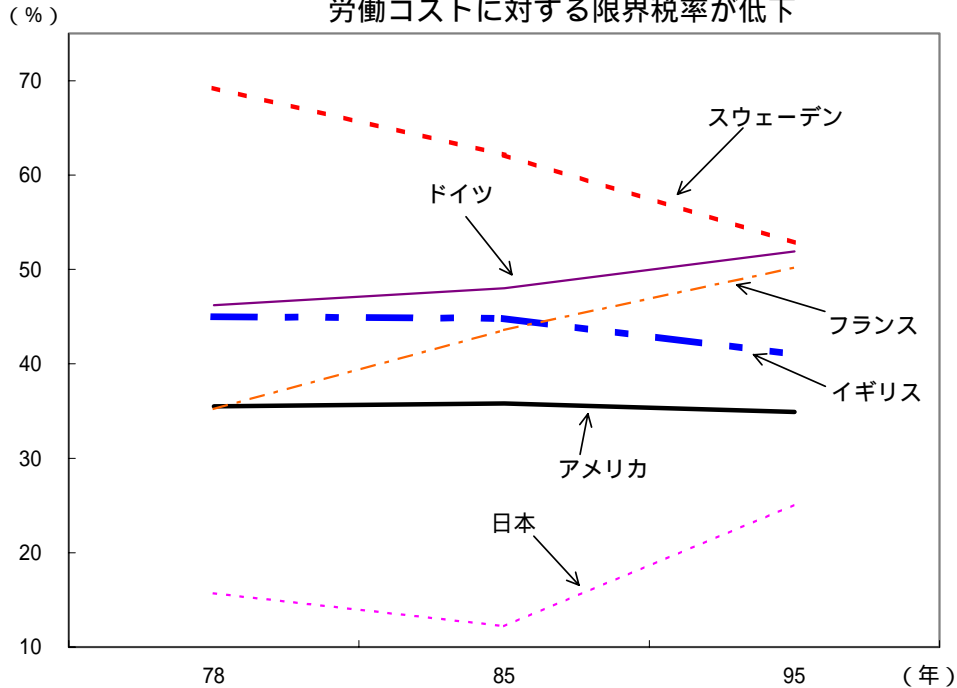
## 第2節 3か国の取組み

本節では、90年代に良好な経済パフォーマンスを示したアメリカ、イギリス、スウェーデンについて、80年代以降の税制改革を概観する。税制改革を個別にみると、中長期的な経済活力を高めようとする方向は同じであるが、それぞれの事情に合わせて工夫が施されていることが明らかになる。

## 第 -1-1図 アメリカ、イギリス、スウェーデンにおける労働所得税のフラット化

国際比較

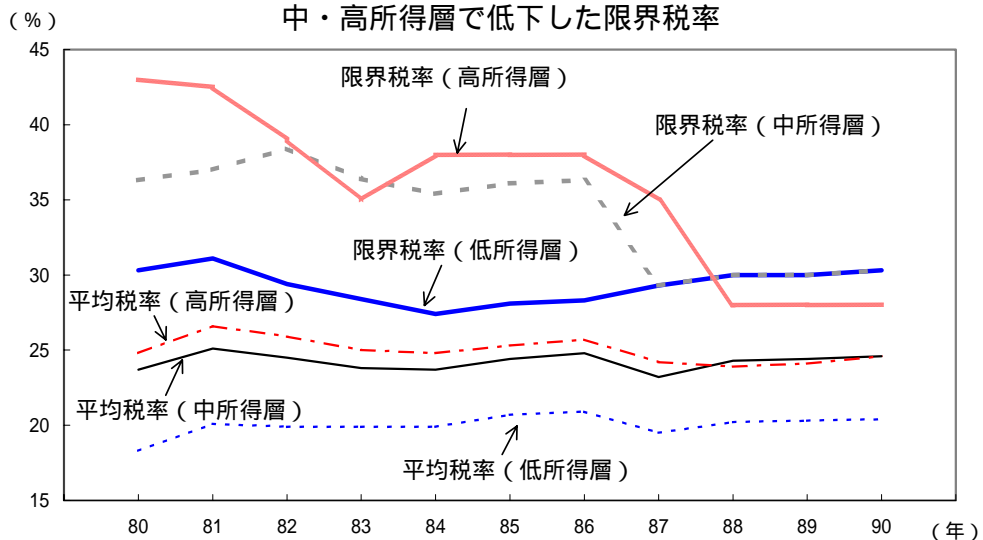
アメリカ、イギリス、スウェーデンでは  
労働コストに対する限界税率が低下



- (備考) 1. Leibfritz 他 [1997] より作成。  
 2. 労働コストに対する限界税率は社会保障税を含む。  
 3. 子持ち片稼ぎ世帯。  
 4. 95年のアメリカ、ドイツは94年の数値。

## アメリカにおける所得階層別限界税率・平均税率

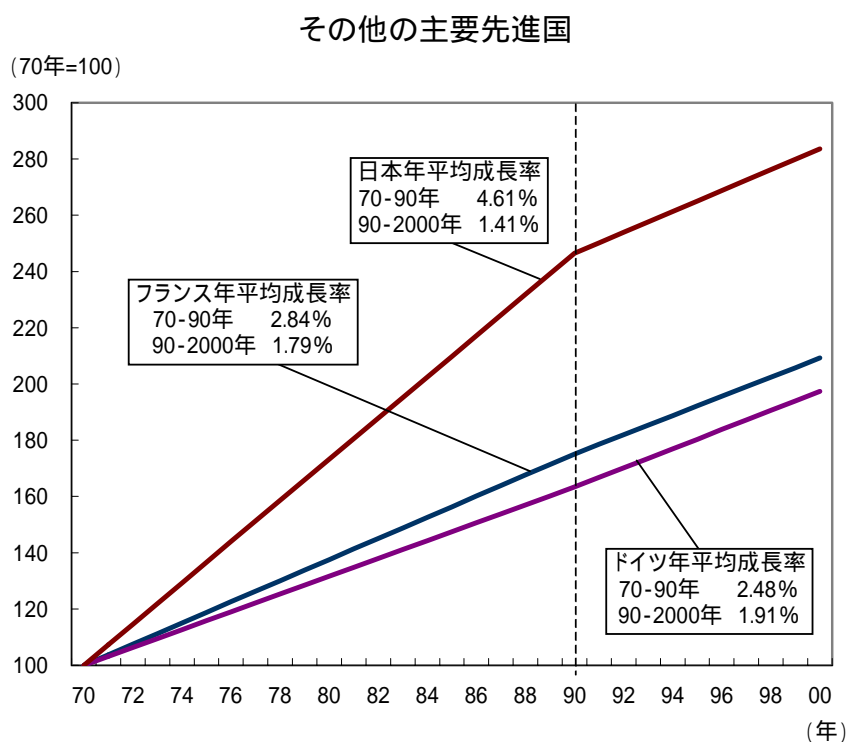
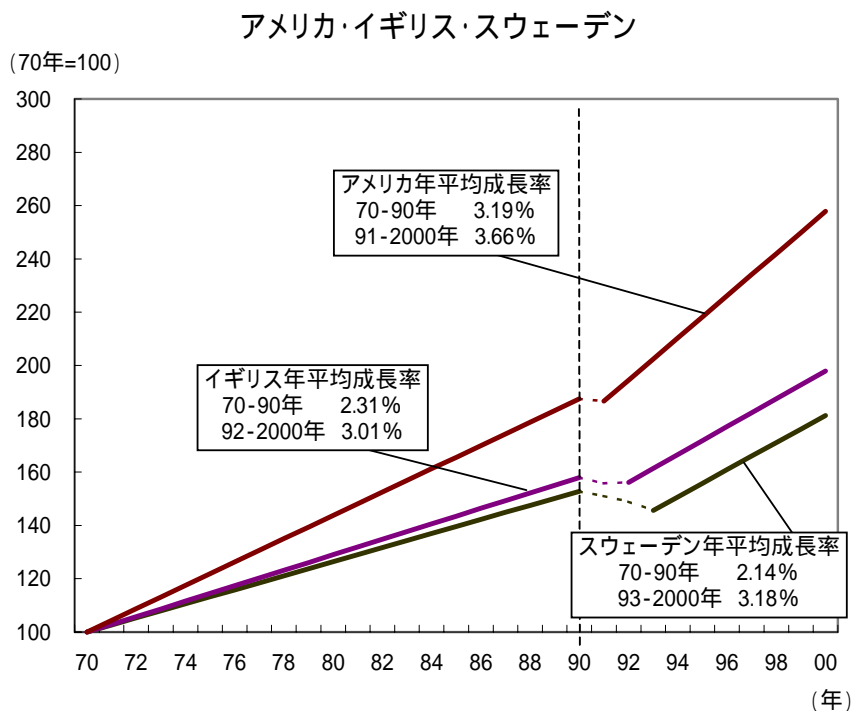
中・高所得層で低下した限界税率



- (備考) 1. Leibfritz 他 [1997] より作成。  
 2. 限界労働所得税率・平均労働所得税率は社会保障税を含む。  
 3. 4人家族片稼ぎ世帯。  
 4. 中所得層は中位所得、高所得層は中所得層の2倍の所得、低所得層は中所得層の2分の1の所得として算出。

第 -1-2図 実質GDP成長率の推移（90年前後のトレンドの変化）

アメリカ、イギリス、スウェーデンは90年代に経済成長が高まった

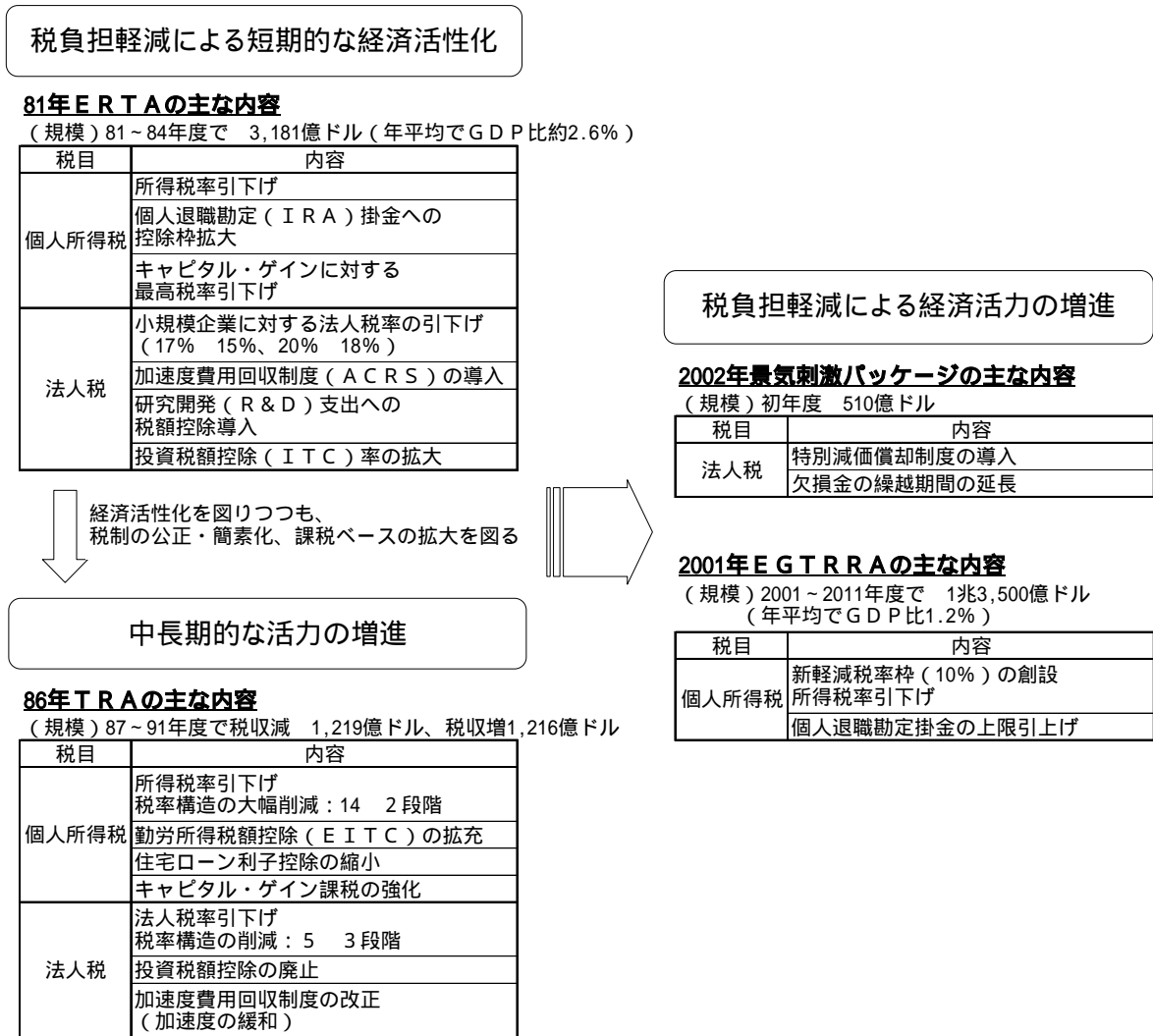


(備考) IMF "World Economic Outlook Database" より作成。

# 1. 経済活力を最も重視するアメリカ

アメリカは、税制改革に関する論議が最も活発に行われ、かつ大規模な税制改革が繰り返されてきた国である。特に、レーガン政権期には二度にわたる大規模な税制改革が行われ、その後の世界的な税制改革の潮流に大きな影響を与えたといわれている。レーガン政権期の税制改革はまた、現G・W・ブッシュ政権が行っている大規模な減税計画や景気刺激パッケージの原型でもある（第 -1-3図）。

## 第 -1-3図 R. レーガン税制の流れを汲むG・W・ブッシュ税制



- (備考) 1. 財経詳報社 「レーガンの経済再建税法」  
 社団法人日本租税研究会 「1986年米国税制改革法の解説」  
 Joint Committee on Taxation [2001], Joint Committee on Taxation [2002]
2. 80年代末から90年代の財政再建努力については脚注17を参照。

レーガン政権期の税制改革を個別にみると、経済活性化をねらった税制が多くみられる。現ブッシュ政権の税制改革も、税負担の軽減による経済活力の引出しに重点を置いている<sup>7</sup>。

#### 短期的な経済活性化をねらった81年税制改革

70年代には、スタグフレーションと国際競争力の低下という困難な状況の下で、インフレがもたらす税負担の増大（所得増加によって高い税率の区分が適用される：bracket creepと呼ばれる）という問題が生じた。そのため、税負担を軽減する税制改革の必要性が高まった。81年、新たに就任したレーガン大統領の下で直ちに経済再建租税法（E R T A<sup>8</sup>）が成立し、経済の活性化が図られることとなった。経済再建租税法による81年の税制改革は、個人（労働）所得税負担の軽減による勤労意欲促進、キャピタル・ゲインに対する最高税率引下げ、投資税額控除（I T C<sup>9</sup>）率の拡大、加速度費用回収制度（A C R S<sup>10</sup>、加速度的な減価償却を認めた制度）の導入等による投資促進、個人退職勘定（I R A<sup>11</sup>）掛金への控除枠拡大等による貯蓄奨励、研究開発（R & D）支出への税額控除導入による技術進歩の促進等、税負担低下による誘因を積極的に活用して、経済活性化の成果を短期に得ようとするものであった。

#### 中長期的な経済活力の増進を目指した86年税制改革

短期的な経済活性化に重点を置いた81年の税制改革は多くの特例措置を含むものであったこと等から、不公平感が高まり、また経済活動に歪みをもたらしているとの見方も広がった。また、減税による経済活性化が税収増をもたらすと所期の期待は実現せず、国防費の大幅な増加とあいまって財政赤字が急速に拡大することとなり、長期金利高、ドル高の進行、経常収支の赤字拡大をもたらした。このため、米国財務省はレーガン大統領の要請に基づいて84年に報告書「公正、簡素、および経済成長のための税制改革」を大

---

<sup>7</sup> ただし、レーガン政権による税制改革は、財政赤字を急速に膨らませたことに留意すべきである。その後、80年代末から90年代にかけてG・ブッシュ政権やクリントン政権の下で、徹底した歳出削減努力、累進性を高める方向での税制改革が進められ、またアメリカ経済が長期拡大したこともあり、財政は黒字に転じた。その結果、現G・W・ブッシュ政権が行っている大規模な減税計画や景気刺激パッケージを行う余裕が生まれるに至った。

<sup>8</sup> Economic Recovery Tax Act.

<sup>9</sup> Investment Tax Credit.

<sup>10</sup> Accelerated Cost Recovery System.

<sup>11</sup> Individual Retirement Account.

統領に提出、86年に財務省報告に基づいた租税改革法（T R A<sup>12</sup>）が成立するに至った。

86年の税制改革は、包括的所得税の考え方に基づいて、控除の制限・廃止やキャピタル・ゲイン課税の強化などによる課税ベースの拡大、並びに個人（労働）所得税率のフラット化（税率構造の大幅削減：11～50%の14段階15、28%の2段階）を推し進め、中長期的な経済活力の増進を目指すものであった。また、全体として減収であった81年の税制改革と異なり、収支中立（増収と減収が同規模）で実施された。

さらに、個人所得税率区分が簡素化されたばかりでなく、税率のフラット化によって、結果的に高所得層を中心に家計の税負担は大幅に軽減された。一方、法人税率は引き下げられたものの、投資税額控除を廃止し、また加速度費用回収制度を改正して加速度償却を緩和するなど、企業の税負担を重くするものでもあった。

このように収支中立という枠組みの中で、税率引下げによる活力の増進が図られている。さらに、誘因重視の政策として勤労所得税額控除（E I T C<sup>13</sup>）の拡充によって、勤労意欲の促進を図ろうとしたことは注目される（コラム1-1を参照）。

## コラム1-1 低所得層の労働意欲を高める勤労所得税額控除

アメリカで生まれ、世界に広まる制度

勤労所得税額控除（E I T C：Earned Income Tax Credit）は、低所得層の労働意欲を高め貧困の解消に資するために、一定の所得までは勤労所得に一種の「補助金」を与える制度です。アメリカでは75年に導入されて以来、拡充が続けられ、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、イギリス、オランダなど他のOECD諸国でも導入されています。

具体的な制度は国によって差がありますが、ここではアメリカ連邦政府の制度を紹介しましょう（アメリカでも州によって独自のE I T Cを上乗せしているところがあります）。勤労所得税額控除と呼ばれるのは、低所得層が勤労によって得た所得に対して一定率で税額控除（この額だけ所得税額を軽減）を与えるからです。控除額が所得税額を上回る場合には超過分が支給される制度が一般的になっているため、税額控除が補助金を与える結果になります。

<sup>12</sup> Tax Reform Act.

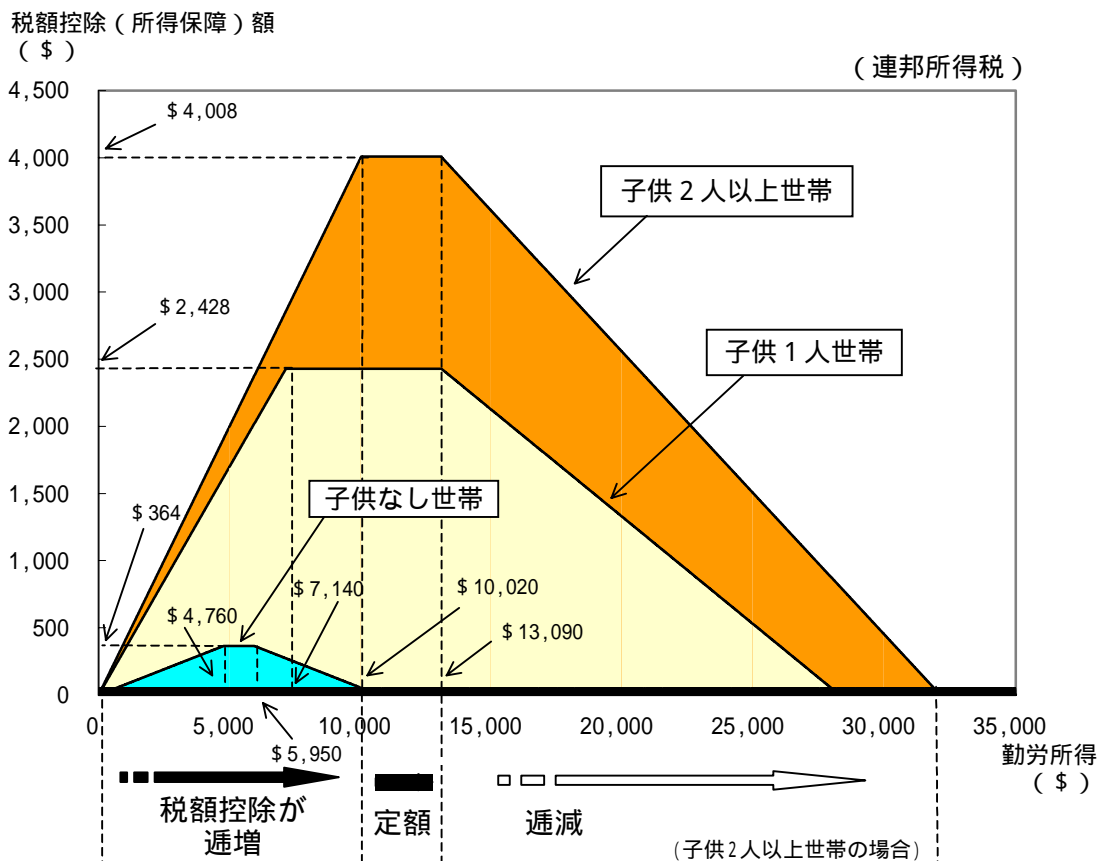
<sup>13</sup> Earned Income Tax Credit.



低所得層では勤労所得の4割分が手取り収入の増加に  
この制度の概念を図に即して説明しましょう。

横軸に勤労所得額、縦軸に税額控除額をとると、勤労所得の増加に応じて、控除額が増加する局面（逓増領域）、控除額が定額となる局面（定額領域）、控除額が減少する局面（逓減領域）があります（図）。

### アメリカの勤労所得税額控除のしくみ



- （備考）1. International Revenue Service.  
2. 2001年の例。  
3. 逓増、定額、逓減は、子供2人以上世帯を基準。

控除の受給資格や控除額は扶養児童の数等に応じて異なりますが、例えば、2001年では、2人以上の子供がいる世帯では、年間勤労所得が10,020ドル以下であれば控除額は勤労所得の40%、それ以上13,090ドルまでは控除額は定額の4,008ドル、それ以上32,121ドルまでは追加的に21.06%の率で減額されます。

したがって、勤労所得の増加に対して控除額が増額または定額となる逓増領域や定額領域では、労働による稼得所得以上に手取り所得が増加するわけですから、労働意欲が高まります。ただし、逓減領域では限界的な所得増加分が急減するこ

とになり、労働意欲が阻害される可能性を残しています。

### 子供がいる世帯にはより手厚く

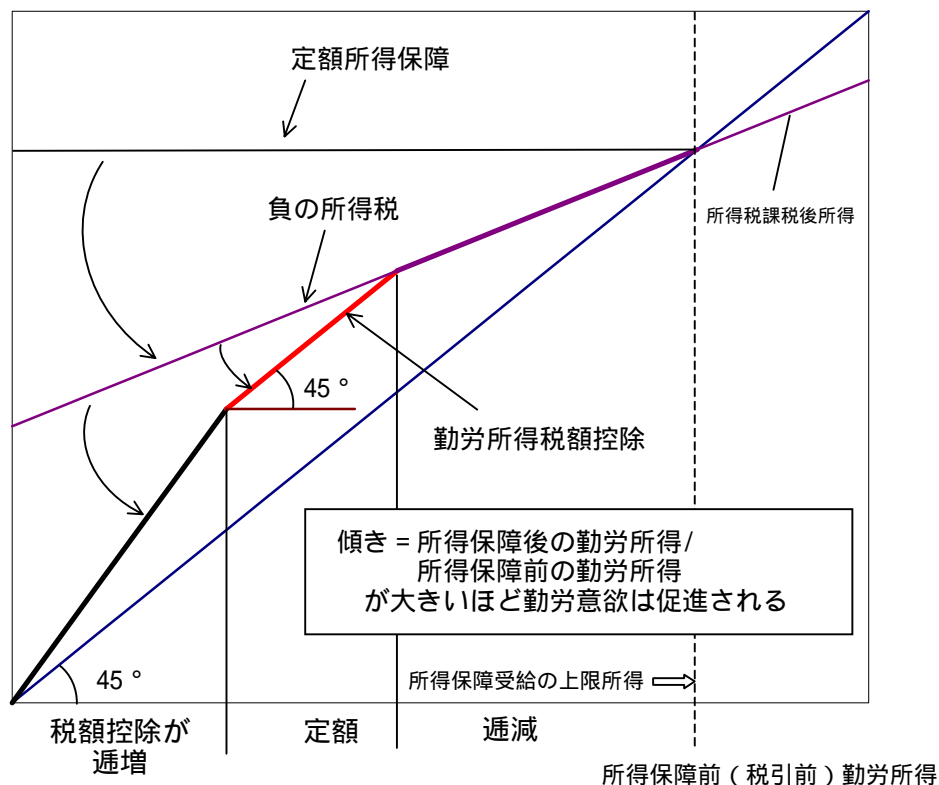
子供が1人の世帯では控除額が最高2,428ドルに低下します。ただ、控除額がゼロになる勤労所得は子供が2人以上いる世帯（約3.2万ドル）とそれほど変わらない金額です（約2.8万ドル）。他方、子供なし世帯の場合は、控除額は極端に少なく（364ドル）、控除が受けられる最高勤労所得も低く抑えられています（約1.1万ドル）。このことは、子供を有する世帯に手厚い制度になっていることを示しています。

### 負の所得税よりも労働意欲を高める工夫

アメリカで生まれたこのアイデアは、69年にニクソン大統領が導入を試みた「負の所得税」に対する代替案として72年に議会で提案されたのが始まりです。負の所得税は、M・フリードマンが所得税と公的扶助を統合する制度として提唱したもので、最低保障所得額を下回る差額の一定割合について現金給付を行うものです（図）。

所得保障の考え方（概念図）

所得保障後（税引後）  
勤労所得



最低所得保障額を一律で保障する公的扶助制度に比べると、勤労所得税額控除と負の所得税の制度は、一定額に達するまでは勤労所得の増加とともに可処分所得も増加するため、労働意欲を高めることができます。さらに、勤労所得税額控除では、負の所得税よりも可処分所得の増加が大きくなる所得区分を設定しているために、労働意欲を更に促進する効果が期待できようになっています。

特に、ヨーロッパでは失業手当等の福祉制度が手厚いために、勤労によって手当が打ち切られると手取り収入が大きく落ち込むという問題が失業問題の解決を遅らせています。この場合にも、こうした労働意欲を高める制度が有効です。

#### 労働意欲を引き出す扶助制度に重点

アメリカの低所得者層向けの公的扶助制度では、このほかにも労働意欲を阻害しないようにする工夫が試みられています。96年に導入された貧困家族一時扶助（TANF<sup>14</sup>）は、それまでの要扶養児童家族扶助（AFDC<sup>15</sup>）と異なり、受給は就労に至るまでの一時的な援助期間に限られ、通算5年以上の受給を原則禁止し、週20時間以上の就労を原則とするなどの条件が定められています。このように、アメリカの公的扶助制度は労働意欲を阻害しないようにすることに重点が置かれています。

#### （参考文献）

日本労働研究機構 [1999] 『公共職業訓練の国際比較研究』アメリカの職業訓練，資料シリーズ No.96

Holtz, J.V. and Scholz, J.K. [2001] “The Earned Income Tax Credit,” *NBER Working Paper No. 8078*.

#### 2001年からは減税を通じて経済活力の引出しへ

80年代の税制改革を経て、財政収支が大幅に悪化したため、90年代には財政再建が課題となった。90年および93年の包括財政調整法（OBRA<sup>16</sup>）においては、個人（労働）所得税について最高税率区分を新たに設けるなど、86年の税制改革によりフラット化が進んでいた労働所得税は再び累進課税を強めるようになる<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> Temporary Assistance for Needy Families.

<sup>15</sup> Aid to Families with Dependent Children.

<sup>16</sup> Omnibus Budget Reconciliation Act.

<sup>17</sup> レーガン政権が残した財政赤字を引き継いだ G・ブッシュ政権は、90年の包括財政調整法により、医療保険等の個別の歳出削減策や増税策（91～95年度で約1,500億ドルの増税）を実施したほか、裁量的経費の上限額の設定や Pay-As-You-Go 原則（財源のない歳出増・歳入減を認めない）

こうした財政再建努力の結果、一般政府財政収支は98年には黒字に転じ、2000年の大統領選挙では財政黒字の使途が争点となった。2001年に就任したブッシュ大統領は、財政黒字は非効率な政府支出の拡大を許すため、むしろ将来の成長をもたらす減税にまわすことが望ましいとの考え方に立った。その結果、同年6月には、経済成長と租税軽減調整法（EGTRRA<sup>18</sup>）が成立し、個人所得税減税を中心に10年間で約1兆3,500億ドル規模となる減税が実施に移された。しかしながら、こうした減税による支出抑制の方法に対しては、財政改革による手法よりもリスクが大きいとの批判もある<sup>19</sup>。

2001年の減税計画は、新たに軽減税率区分を設けるとともに、従来の税率区分の税率を2006年までに徐々に引き下げるなど、税負担軽減による経済の活性化を図ったものであり、81年の税制改革と性格を共有している。ただし、減税は中長期的な計画として実施されており、短期的な効果のみならず中長期的にも活力を高めることをねらいとしている。

なお、2001年の厳しい経済情勢を踏まえて翌年3月にまとめられた景気刺激パッケージ<sup>20</sup>は、時限的措置<sup>21</sup>として、取得設備に対する追加的な30%の特別減価償却を認めるなど、81年の税制改革と同様に投資刺激による経済活性化策を含んでいる。

#### 税負担引下げの誘因を重視し活力の発揮を

80年代以降の税制改革を振り返ると、81年の税制改革では短期的な効果が、86年の税制改革では税制の中立化を通じて中長期的に活力を高めることが重視された。90年代に入ると、80年代に発生した膨大な財政赤字を削減するため、歳出削減努力が行われ、税収が配慮されるようになった。アメリカの長期景気拡大によって98年には財政が黒字に転じた結果、2000年以降は再び税負担の軽減によって中長期的な活力の発揮に重点が置かれている。他方で、将来の財政赤字の拡大を危惧する意見もある。また、R & D支出への税額控除はおおむね一貫して拡充されており<sup>22</sup>、この分野でも負担軽減による活力

---

を導入するなど財政健全化に向けての取組を行った。クリントン政権においても、93年包括財政調整法（94～98年度で約2,400億ドルの増税）、財政収支均衡法（97年）により、引き続き財政健全化への努力が続けられた。

<sup>18</sup> Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act.

<sup>19</sup> Gale and Potter [2002] を参照。

<sup>20</sup> Job Creation and Worker Assistance Act.

<sup>21</sup> 2001年9月10日～2004年9月11日の3年間。

<sup>22</sup> アメリカにおけるR & D支出への税額控除は期限付きの措置として認められているものであり、

発揮が重視されている。

## 2 . 税制による歪みの低減を重視するイギリス

イギリスでは80年代以降、一貫して課税ベース拡大、税率引下げによる税制の中立化が図られてきた。しかし、ブレア労働党政権が誕生した97年以降は、中立を基本としながらも、税負担軽減による家計や企業の活力引出しを重視した税制改革への更なる取組が行われている（第 1-4表）。

### 中立化を推進したサッチャー首相からの保守党政権

70年代、アメリカと同様にスタグフレーションと国際競争力の低下に悩まされたイギリスでは、79年に成立したサッチャー政権が、政府の民間経済活動への介入を最小限にとどめるとの考え方に基づいて税制の中立化を推し進めた。

79年の税制改革では、個人（労働）所得税率、法人税率を引き下げるとともに、個人所得税の税率区分を11段階から7段階へと削減し、また付加価値税を一本化して大幅に引き上げて（8%、12.5%、15%）課税ベースを拡大した。その後も、個人所得・法人税率の引下げと課税ベースの拡大を図り、88年には個人所得税率を2段階（25%、40%）にまで削減し、大幅なフラット化を実現した。

90年に成立したメージャー政権は、税収への配慮を重視しつつ税率引下げを進めた。個人所得税については、92年に新たに20%の軽減税率を導入して税負担の軽減を図った。税率区分は3段階に拡大したが、97年まで毎年軽減税率の適用範囲を拡大し、税負担の軽減に努めた。基本税率についても96年に引下げが行われた。法人税についても、91年に標準税率を引き下げたほか、小規模法人に対する税負担も軽減が図られた。このような税率引下げは、経済活動への意欲の引出しにつながると考えられる。

このように税負担の軽減が図られる一方で、91年にコミュニティ・チャージ<sup>23</sup>の税負担を軽減した際には付加価値税率を引き上げるなど、財源の確保

---

81年の税制改革で初めて導入されて以来、控除内容の見直しとともに期限の延長が続けられている。現行の税額控除の制度は99年に導入されたもので、期限は2004年6月末までとなっている。

<sup>23</sup> コミュニティ・チャージは成人を対象に均等の税額を徴収するものであり、いわゆる人頭税（ポール・タックス）にあたる。90年にサッチャー政権下で導入されたが、逆進性が批判され、サッ

## 第 -1-4表 イギリスの主な税制改革

### サッチャー・メージャー政権の税制改革

年度 (4~3月)	個人所得税	法人税	その他
サッチャー政権			
79 - 80	税率を11段階から7段階に (25% ~ 60%) 基本税率引下げ(33 30%)	小規模法人税率の引下げ(42 40%) ACT税率の引下げ(33 30%)	VATの税率を2段階から1段階に (8、12.5 15%)
80 - 81	税率を7段階から6段階に (30 ~ 60%)		
81 - 82		減価償却率(機械設備)の引上げ (初年度50 75%)	
82 - 83		小規模法人税率の引下げ(40 38%) 減価償却率(建物)の引下げ (初年度100 75%)	
83 - 84	住宅ローン利子控除対象の借入 上限の引上げ (£ 25,000 £ 30,000)	標準税率の引下げ(52 50%) 小規模法人税率の引下げ(38 30%) 減価償却率(建物)の引下げ (初年度75 50%)	
84 - 85	生命保険料控除廃止	標準税率の引下げ(50 45%) 減価償却率(建物)の引下げ (初年度50 0%) 減価償却率(機械設備)の引下げ (初年度75 50%)	
85 - 86		標準税率の引下げ(45 40%) 減価償却率(機械設備)の引下げ (初年度50 25%)	
86 - 87	基本税率引下げ(30 29%)	標準税率の引下げ(40 35%) 小規模法人税率の引下げ(30 29%) 減価償却率(機械設備)の引下げ (初年度25 0%) ACT税率の引下げ(30 29%)	
87 - 88	基本税率引下げ(29 27%)	小規模法人税率の引下げ (29 27%) ACT税率の引下げ(29 27%)	
88 - 89	税率を6段階から2段階に (25%、40%) 基本税率引下げ(27 25%) キャピタル・ゲイン課税率の変更 (一律30% 所得税率)	小規模法人税率の引下げ(27 25%) ACT税率の引下げ(27 25%)	
89 - 90			
メージャー政権			
90 - 91		標準税率の引下げ(35 34%)	固定資産税 コミュニティ・チャー ジ(人頭税)の導入
91 - 92	借入額 £ 30,000を上限とする住宅 ローン利子の税額控除を25%に 引下げ	標準税率の引下げ(34 33%)	VATの標準税率引上げ (15 17.5%) コミュニティ・チャージの軽減
92 - 93	税率を2段階から3段階に (20%、25%、40%)	減価償却率(建物)の引上げ (初年度0 40%) 減価償却率(機械設備)の引上げ (初年度0 20%)	
93 - 94		減価償却率(建物)の引下げ (初年度40 0%) 減価償却率(機械設備)の引下げ (初年度20 0%) ACT税率の引下げ(25 22.5%)	コミュニティ・チャージ廃止 カウンシル・タックス導入
94 - 95	借入額 £ 30,000を上限とする住宅 ローン利子の税額控除の引下げ (25 20%)	ACT税率の引下げ(22.5 20%)	
95 - 96	借入額 £ 30,000を上限とする住宅 ローン利子の税額控除の引下げ (20 15%)		
96 - 97	基本税率引下げ(25 24%)	小規模法人税率引下げ(25 24%)	

(備考) Institute for Fiscal Studies ホームページより作成。

チャー政権退陣の一因となった。メージャー政権は91年、コミュニティ・チャージを軽減するとともに93年にはこれを廃止し、その代替として資産を課税ベースとしたカウンシル・タックスを導入することを発表した。

ブレア政権の税制改革

年度 (4~3月)	個人所得税	法人税	その他
ブレア政権			
97 - 98	基本税率引下げ(24 - 23%)	標準税率引下げ(33 - 31%) 小規模法人税率引下げ(24 - 23%) 減価償却率(建物)の引上げ (初年度0 - 50%)	燃料等へのVAT税率引下げ (8 - 5%)
98 - 99	借入額£30,000を上限とする住宅 ローン利子の税額控除の引下げ (15 - 10%) 個人貯蓄勘定(ISA)を導入	減価償却率(建物)の引下げ (初年度50 - 40%)	
99 - 2000	最低税率引下げ(20 - 10%) 勤労世帯税額控除導入	標準税率引下げ(31 - 30%) 小規模法人税率引下げ(21 - 20%) ACTの廃止	
2000 - 2001	基本税率引下げ(23 - 22%) 住宅ローン利子の税額控除の廃 止	小規模法人に対して新たに10%の軽減 税率を導入 中小企業向けR & D税額控除導入	
2001 - 2002			
2002 - 2003	キャピタル・ゲイン課税軽減措置 を導入		

(備考) Institute for Fiscal Studies ホームページより作成。

にも努めた。

税負担軽減の誘因に注目しているブレア労働党政権

97年に成立したブレア政権は、税制の中立性を掲げながらも、アメリカと同様に誘因を重視した税制改革を展開している。

個人(労働)所得税については、税率の引下げは進めているが、税率区分の削減は行っていない。資本所得への課税については、97年に法人税率を引き下げると同時に予納法人税(ACT<sup>24</sup>)の廃止(99年実施)を決定し、課税ベースが拡大された。

誘因を重視した税制改革としては、以下のものが実施されている。98年にはアメリカの個人退職勘定を参考にした個人貯蓄勘定<sup>25</sup>が、99年にはアメリカの勤労所得税額控除を参考に、それまでの家族控除<sup>26</sup>を拡充した勤労家族税額控除(WFTC<sup>27</sup>)が導入された。2000年には小規模法人を対象とした軽減税率、中小企業を対象とした研究開発(R & D)支出への税額控除

<sup>24</sup> Advance Corporation Tax. イギリスでは、企業が個人に対して配当を支払う際に、法人税よりも低い税率のACTを予め企業に支払わせ(ACT分は法人税額から控除)個人に対してACTと同率で還付(控除額が支払税額を超えた場合に払い戻すこと)が可能で税額控除を認めることによって、配当に対する二重課税を調整していたが、97年に税額控除の率が引き下げられるとともに、還付は認められないこととなった。

<sup>25</sup> Individual Savings Account.

<sup>26</sup> Family Credit.

<sup>27</sup> Working Family Tax Credit.

が導入された。

ブレア政権第2期（2001年6月～）では、法人税負担の軽減をより重視する姿勢を打ち出しており、2002年4月より、企業を基盤とする新しいイギリスの再生を目指すために、キャピタル・ゲイン課税の軽減が行われている。

#### 国際競争力強化の観点からも活力引出しをねらう

アメリカに比べると、イギリスでは税制の中立化による経済活力の増進が一貫して重視されてきたといえる。現ブレア政権では、税負担軽減の誘因を重視した税制改革を進めているが、基本は「低税率、広い課税ベース」を維持し、税制の中立性を重視するとの立場を明確にしている<sup>28</sup>。R & D支出への税額控除の根拠を市場の失敗の存在に求めているのもその表れといえる。

最近の法人税負担軽減を重視するとの方針は、資本蓄積の遅れのために生産性がドイツやフランスに遅れをとっているとの認識によるものとみられる<sup>29</sup>。ヨーロッパの経済統合が進展するなかで、イギリスは今後も国際競争力強化のために短期的活力のみならず、中長期的に活力を高めていく方向を基本として改革を進めている。

### 3. 高福祉の維持と経済活力の増進を同時に図ったスウェーデン

スウェーデンは、91年の抜本的税制改革によって、増減収一定という税収中立の枠組みの下で、経済活力を引き出すため所得に関する税率引下げ及び課税ベースの拡大を実施した。これは、「世紀の税制改革」といわれている。そこで注目されるのが、二元的所得税の考え方である（コラム1-2を参照）。これにより、スウェーデンは高福祉・所得再分配のシステムを維持しながら、経済活力の増進を図ろうとした。

#### コラム1-2 二元的所得税の考え方

所得を二分割する（コラム1-3も参照）

個人の所得は、資本所得と労働所得に大別することができます。資本所得は、

<sup>28</sup> HM Treasury [2001] を参照。

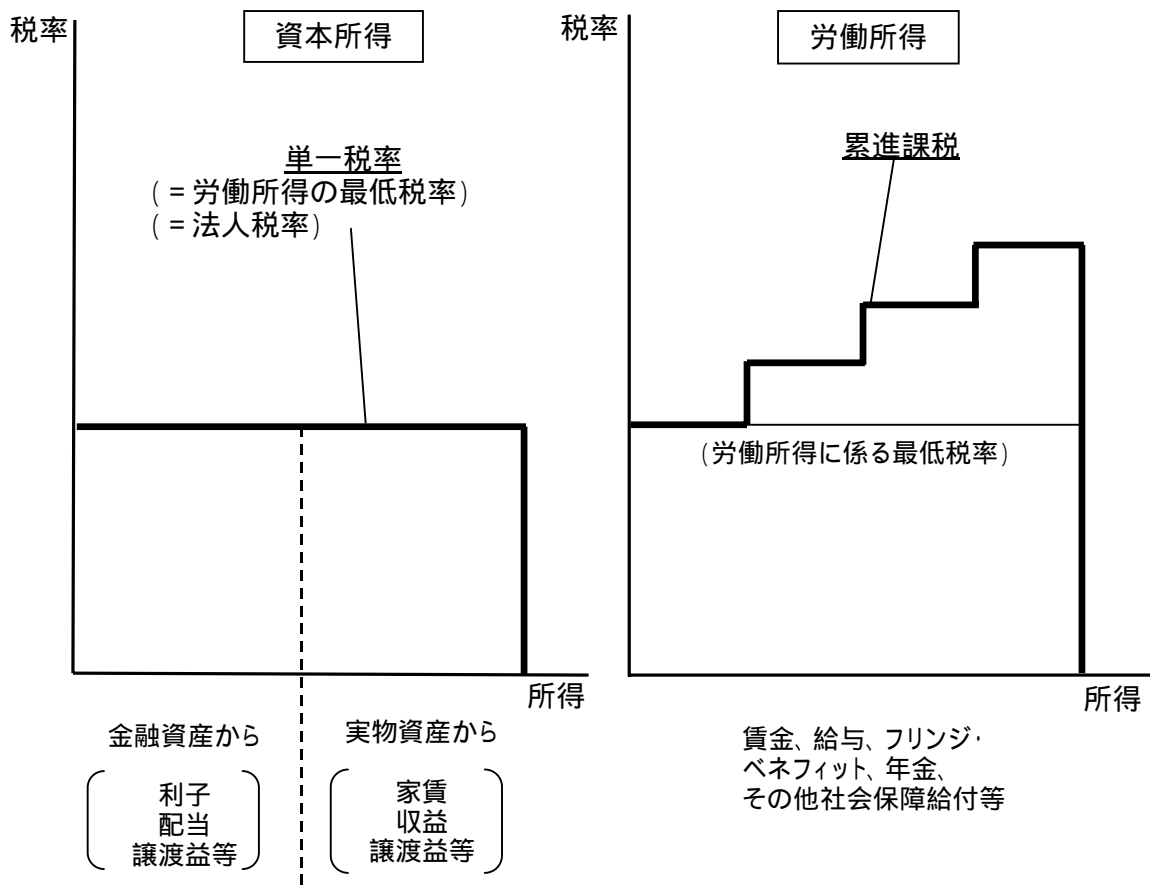
<sup>29</sup> OECD [2002a] を参照。



金融資産から生じる所得（利子、配当、株式譲渡益等）と実物資産から生まれる所得（家賃、投資収益、譲渡益等）からなります。労働所得は、勤労に関する所得です（賃金、給与、FRINGE・ベネフィット、年金、その他社会保障給付等）。

これらの所得に対してどのように課税をするのかについては、いろいろな考え方があります。例えば、毎年ごとにすべての所得を合算して総合課税を行うもの（包括的所得税論）、一生の所得に対して課税するとの考え方に立って、それを代理する毎年ごとの消費に対して課税するもの（支出税論）、資源配分の効率性や所得分配の公平性等を考慮して所得ごとに税率を差別化して課税を行うもの（最適課税論）が代表的な理論です。

### 二元的所得税のイメージ



それぞれに別々の税率を適用する

これに対して、資本所得と労働所得をそれぞれひとまとめにして、別々の税率を適用するというのが二元的所得税の考え方です。北欧（スウェーデンのほかに、ノルウェー、フィンランド、デンマーク）に例をとりながら考え方を整理している経済学者クノッセンに従うと、主要な特徴として以下のものが挙げられます（実際の税制は、国によって少し差があります）。

すべての資本所得は、法人税と同一の単一税率で課税される。

労働所得は、所得の高い人ほど高い税率が適用される（累進課税）。最低税率は、資本所得に対する税率と同水準に設定される。

自営業主の収益は、一定の方式に従って資本所得（投資収益部分）と残余としての労働所得（賃金報酬部分）に分割される。

その長所は、資本所得を総合的に捕捉することなど

二元的所得税の長所としては、次のものが考えられます。

捕捉が難しいために税制が複雑になる資本所得（売却損等マイナスの所得を含め）を納税者番号制度の下で総合的に把握するものであり、課税が簡素化される。

そのため、投資に対する税制が中立化し、資産選択に歪みが少なくなる。また、資本所得に対する税負担の軽減が可能になる。

ローンの利子費用が所得控除できる場合には、累進課税制の下では金持ち優遇になる傾向がある。しかし、この税制では（労働所得ではなく）他の資本所得から控除することになるため、税負担の軽減分が少なくなり、所得分配の公平性は改善する。

資本という生産要素は税負担の低いところへ移動しやすいので、労働所得よりも低い単一税率で課税することによって、資本の国外逃避に十分配慮している。

公平性の観点からは問題も

また、次のような問題点を指摘することができます。

資本所得に低い税率が適用されることは、所得分配の垂直的な公平性の観点からは、批判を受けやすい。

自営業主は所得を区分するにあたって、労働所得（累進課税）よりも税率の低い資本所得（例えば配当）として課税所得を計上し、税負担の軽減を図ろうとする。

労働所得に関する分配の公平性の観点から、労働所得には累進課税がなされている。これは、労働という生産要素は税負担が高いからといって国外に逃げることはないだろうという前提に立っているが、高所得を稼ぐ高い能力を持つ労働力に関しては、必ずしも正しくないと考えられる。

このように二元的所得税は新しい考え方ですが、所得を包括的に捕捉する必要性、資産選択に対する税制の歪みの軽減、資本所得課税の簡素化と税負担の軽減、国際化の中で資本が流動性を高めていることへの配慮等の観点から注目を集めています。

(参考文献)

税制調査会 [2000] 『わが国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択』

Crossen, S. [1997] "Dual Income Taxation—The Nordic Experience," *OCfEB Research Memorandum 9710*, Erasmus University Rotterdam.

Noord, P. van den and Heady, C. [2001] "Surveillance of Tax Policies: A Synthesis of Findings in Economic Surveys," *OECD, Economics Department Working Papers, No. 303*.

## 二元的所得税とは

スウェーデンでは、所得再分配を重視しながら高福祉を維持していることから、税制は高負担・高い累進性といった特徴を有した。80年代にはスウェーデンも他の先進諸国同様、税率の引下げ、課税ベースの拡大による税制の中立化を進めていた<sup>30</sup>。しかし、総合課税主義の下での高い個人（労働）所得税率による勤労意欲の阻害や脱税・節税行動の助長、資産間で不均一な課税がもたらす歪み、とりわけ支払い利子への控除が住宅資産の優遇につながり、その他の実物資産や金融資産の形成を阻害していることが問題視されていた。また、投資を刺激すると考えられていた伝統的な投資基金制度<sup>31</sup>についても、その非効率性が指摘されるようになっていた。

このため、89年に税制改革委員会は二元的所得税の考え方を取り入れた抜本的な税制改革を提案し、スウェーデンは91年に他の北欧諸国に先駆けて<sup>32</sup>二元的所得税を本格的に導入するに至った。

<sup>30</sup> 個人（労働）所得税最高税率（中央政府）：58%（80年） 35%（90年）、法人税率：57.5%（80年） 47.8%（90年）、付加価値税率：21.57%（80年） 23.46%（90年）。

<sup>31</sup> 投資基金制度（Investment Fund System）は、50年代半ば頃に導入された制度で、企業に対し、税引前収益の半分までの額を非課税の「投資基金」とすることを、基金の75%を無利子の中央銀行預け金とすることを条件として認め、基金が投資に利用される際に相当程度の税額控除を認めるもの。基金の利用にあたっては当局の許可が必要であり、投資基金制度は財政政策ツールとしての性格を持ち合わせていた。

<sup>32</sup> ノルウェーでは92年、フィンランドでは93年に二元的所得税が実施された。デンマークでは87年に二元的所得税を取り入れた税制改革を行っているが、資本所得税に累進的な部分を残すやや不完全なものであった。

## コラム1-3 資本所得と労働所得の分割

### 二元的所得税の実施にあたって

個人所得を資本所得と労働所得とに区別して課税する二元的所得税の考え方を最初に提唱したのは、デンマークのニールセン教授（Nielsen [1980]）と言われています。二元的所得税は、デンマークでは不完全な形での導入に終わりましたが、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドでは相次いで実施に移されました。二元的所得税の実施にあたっては、資本所得は労働所得よりも軽課されましたので、両者が混在した所得を受け取る人にとっては、なるべく多くの割合が資本所得として課税される方が有利ということになります。個人事業者・株式を公開しない法人（非公開企業（closed corporations））の事業主・株式を保有するオーナー経営者（以下、便宜的に一括してオーナー）には、自らの個人所得における資本所得の割合を増やす裁量の余地があると思われまますので、他の勤労所得者との公平性の観点から、何らかの決まりを設ける必要が出てきます。

### 所得分割の2つの考え方

このため北欧諸国では、二元的所得税の実施にあたり、個人事業者や非公開企業に対する税法上の所得分割方法を規定して、労働所得税率と資本所得税率の適用範囲を明確にしています。一般に、所得分割の方法には、垣根（フェンス）モデルと源泉（ソース）モデルとの2つの考え方があります。垣根モデルは、内部留保される所得（事業領域）とオーナーの私的な消費等のために引き出された所得（個人領域）とを分離して垣根を設けようとするものですが、これには労働所得を税率が低い内部留保にまわす誘因が残ります。これに対し、源泉モデルでは、オーナーの総所得を税法上の規定によって資本所得部分と労働所得部分とに分割してしまおうとするものです。この場合、事業資産に対して税法上定められた帰属収益率によって資本所得が算定され、残りの部分が労働所得とみなされることとなります。

### スウェーデンの所得分割

スウェーデンでは、垣根モデルを採用しています。このため、配当がなされる際に税法上の労働所得と資本所得との分割が行われることとなりますが、オーナーが恣意的に配当による資本所得を増やすことがないよう、工夫が施されています。オーナーが受け取る配当のうち、株式の取得価額から税法上算定される「通常配当」分は資本所得として課税されますが、「通常配当」を越える配当については、労働所得として課税されることとなっています。またキャピタル・ゲインについても、税法上、その半分は労働所得として課税されることになっています（た

だし、労働所得として課税されるキャピタル・ゲインには上限額が設定されています。)。なお、ノルウェーやフィンランドでは源泉モデルを採用し、収益はあらかじめ全て資本所得と労働所得に分割され、資本所得を恣意的に増やすことは困難になっています。

(参考文献)

ピーター・バーチ・ソレンセン編著、馬場義久監訳 [2001] 『北欧諸国の租税政策』財団法人日本証券経済研究所

Lindhe, T., Södersten, J. and Öberg, A. [2001] "Economic Effects of Taxing Closed Corporations under a Dual Income Tax," *Working Paper Series 2001:16*, Department of Economics, Uppsala University

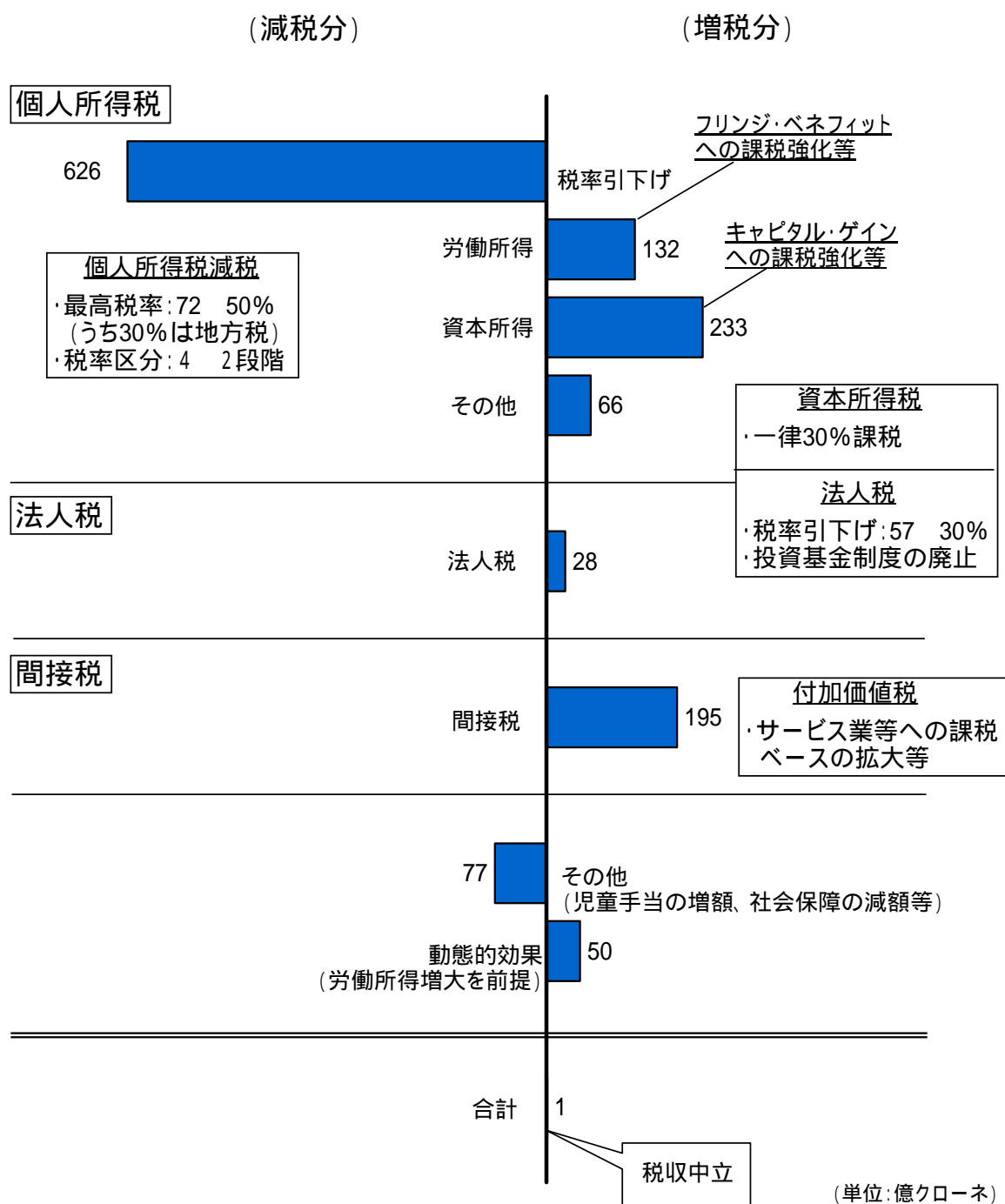
91年の税制改革では、個人所得を資本所得と労働所得とに分割（二元化）し、前者に対しては一律30%の均一税率で課税し、後者については税率を引下げてフラット化を進める（税率区分：4 2段階）とともに、最低税率を資本所得への課税率を越える31%とすることとされた。法人税については、資本所得課税と同率の30%へと大幅に引下げられた<sup>33</sup>。

税率の引下げと併せて、フリンジ・ベネフィットへの課税強化や投資基金制度の廃止、付加価値税の課税ベース拡大も図られるなど、全体としては増減収規模を同一に保っている（税収中立）（第 -1-5図）。

二元的所得税は、課税による収益率の変化に対する反応が大きい資本からの所得に軽課して、比較的反応が小さい労働からの所得に重課することによって、同一税収の下での課税による歪みを小さくできるとの考え方に基づいている。したがって、資本所得課税に軽課して投資に対する魅力を高める一方、労働所得には累進的に課税して税収の確保と所得再分配の役割を担わせることが可能となる。一般に、中立的な税制によって達成される経済効率と、垂直的公平性（より高い負担能力を持つ個人は重い税負担を負う）が要求す

<sup>33</sup> 個人資本所得税と法人税を同率とすることによって、（利子費用控除が受けられる）借入れによって購入した資産からの収益を法人部門に蓄積する利益はなくなる。また、配当やキャピタル・ゲインに対する二重課税の調整も、個人段階での課税を免除することで簡単に行うことができるようになる。ただし、91年の税制改革では、二重課税の調整については、それまでの Annell 控除（課税法人所得から新規発行株式への配当の控除を認める制度）を存続させるなど、法人段階での部分的な調整にとどめられた。その後94年には、Annell 控除が廃止され、配当に対する個人資本所得税が廃止されるとともにキャピタル・ゲインに対する個人所得税率が12.5%に引下げられるなど、株主段階での二重課税の調整が進められたが、95年には再び配当とキャピタル・ゲインに対する30%の個人資本所得税が導入され、二重課税の調整は課題として残ることとなった。

第 -1-5図 スウェーデンの91年税制改革の税収見積り  
 税率引下げと課税ベース拡大による中立化



(備考) 1. RINK Commission, SOU 1989:33 "Reformerad Inkomstbeskattning (Reformed income taxation)" (藤岡[1992]より作成)。  
 2. 増減額は91～93年の平均。

る所得再分配との間には、トレード・オフの関係があるが、二元的所得税はこれを両立させることができるのである。さらに、労働<sup>34</sup>に比べて国際的な流動性が高い資本への税負担が軽減できることは、経済の国際化が進むなかで重要なメリットでもあった。

金融資産保有や投資への誘因は高まるが、労働所得の高負担は続く

91年の税制改革では、資本所得への課税が労働所得課税の最低税率を下回る一律30%の均一税率とされた。税制改革以前は、利子費用の所得控除制度により住宅（持家）への投資が税制面で優遇されていた。これにより、家計は借入れをして負債を多く抱えながら持家等実物資産の保有を選好していたため、金融資産への純投資はマイナスとなっていた。税制改革によって利子費用控除が制限された結果、住宅（持家）投資の限界実効税率が高まり、金融資産への純投資はプラスとなった。同時に、企業設備投資の限界実効税率は低下して住宅（持家）投資の実効税率とほぼ同じ水準へと改められ、住宅投資と設備投資に対する税制は中立化され、資本のより効率的な配分が実現されるようになった（第 -1-6図）。

他方、法人税の総負担（平均税率）は増加したものの、国際的にみると標準的な水準に抑えられている。一方、労働所得への税負担は改革によって軽減されたとはいえ、国際的にはいまだ高い水準にある<sup>35</sup>（第 -1-7図）。このためOECDでは、スウェーデンは労働力率が低く、労働時間数も少なくなっており、税制が労働供給阻害的となっていることを指摘している<sup>36</sup>。実際、人口構造の影響を受けない特定の階層の労働力率をみると、ヨーロッパ全体では上昇しているのに対し、スウェーデンでは低下している。

高福祉の維持に必要な税収確保が課題

所得再分配を重視し高福祉の維持を図るスウェーデンでは、二元的所得税を採用して経済活力の増進をねらった。資本所得課税の中立化はおおむね実現し、投資や金融資産に対する税のくさびは低下したとみられる。一方、労

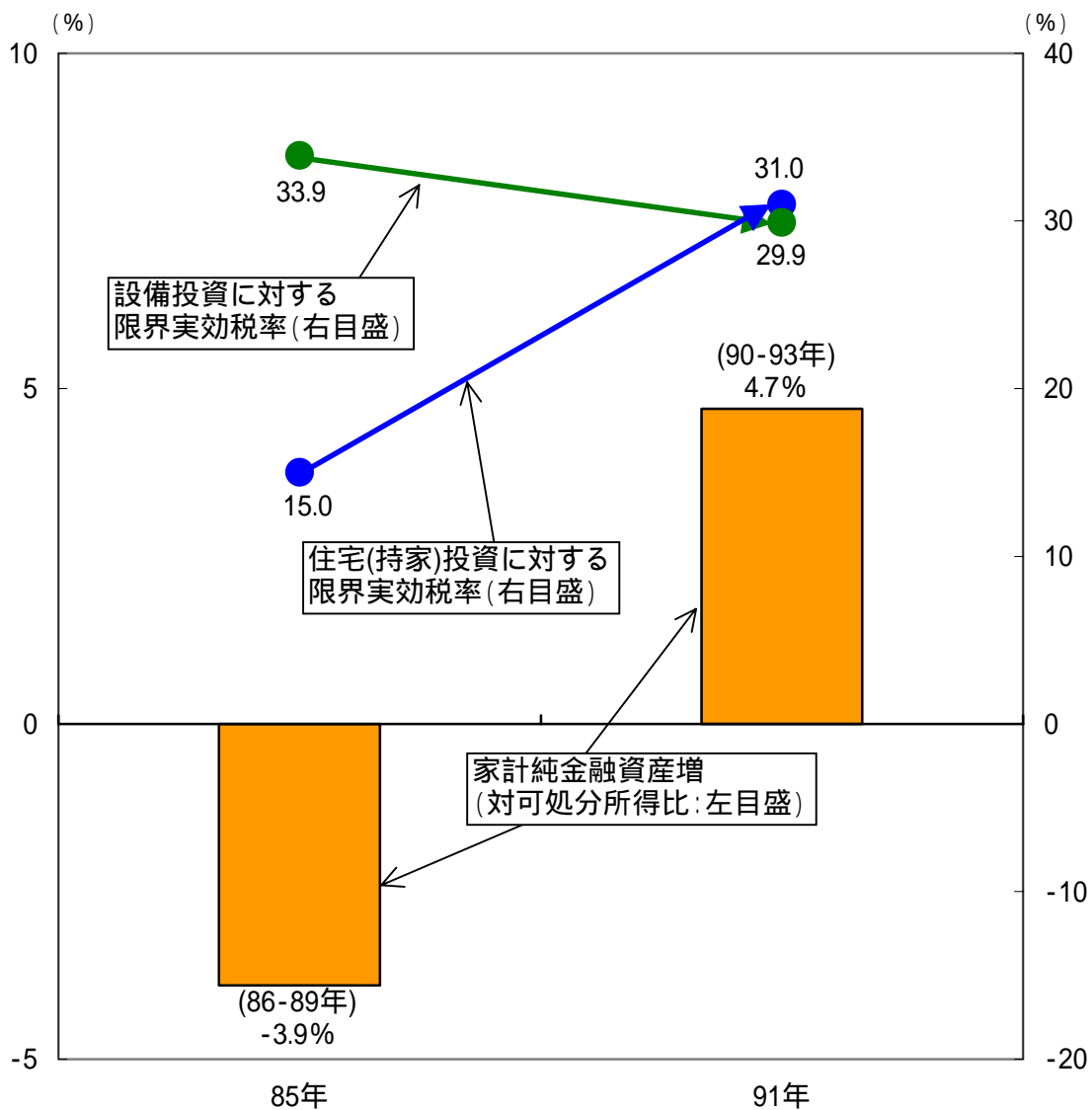
<sup>34</sup> ただし、高技能の労働者については比較的流動性が高く、税制上の優遇措置を取っている国もある。例えばフィンランドでは、海外の専門家や役員クラスを呼び込むために、フィンランドでの労働所得に対して最大2年間、特別に35%の均一税率を認めるなどの優遇的な措置を講じている（OECD [2002b]）。

<sup>35</sup> 91年の税制改革後、法人税率は94年に引き下げられたのに対し、労働所得税率は95年に引き上げられている。

<sup>36</sup> OECD [1999] を参照。

第 -1-6図 スウェーデンの91年税制改革前後の  
限界実効税率と家計金融資産保有

投資関連税制の中立化により、資本のより効率的な配分へ

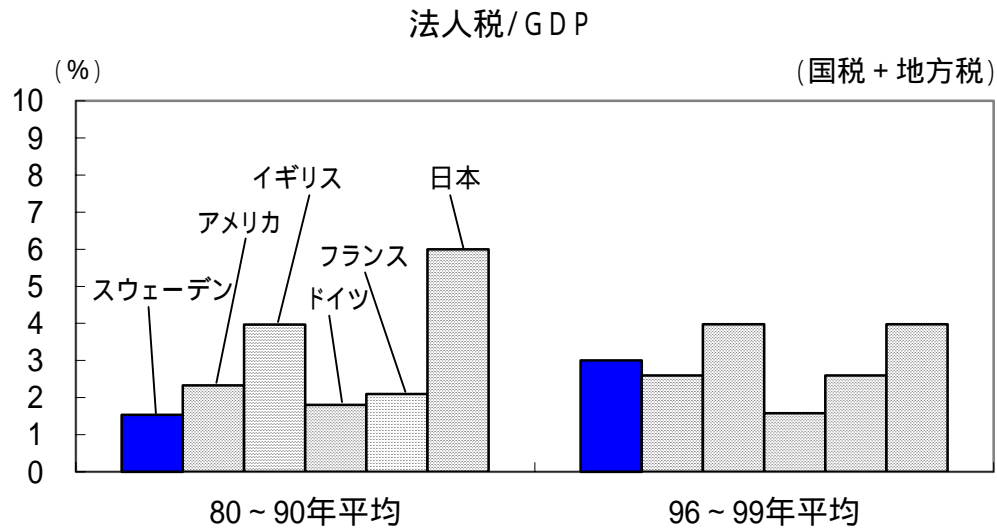
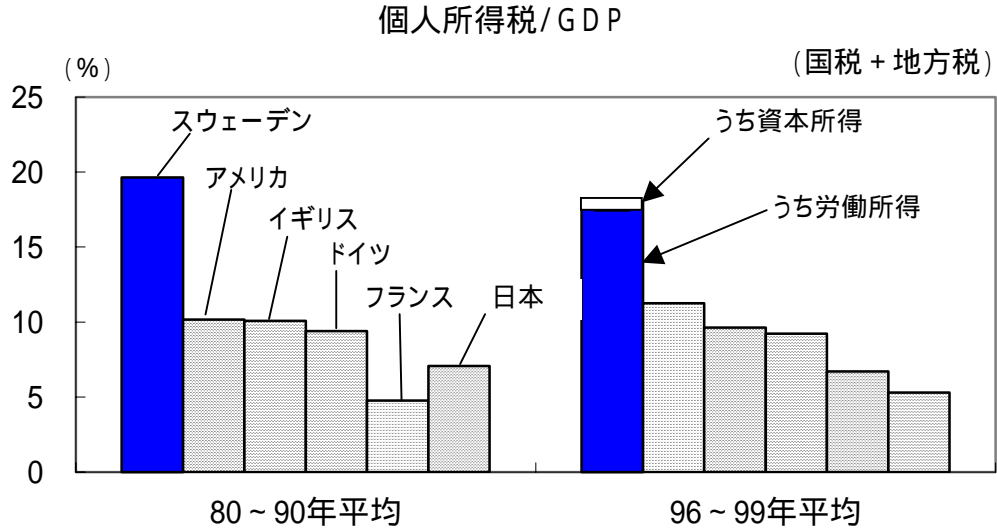


- (備考) 1. 家計純金融資産増はAgell, Berg and Edin[1995]、住宅投資、設備投資に対する限界実効税率はSödersten[1993]より作成。
2. 限界実効税率の算出にあたっては King-Fullerton に従い、税引前収益率を10%と設定している。いずれも、インフレ率5%のケース。住宅投資に対する限界実効税率は、住宅市場価格の35%を借入によつたケースで、付加価値税も考慮されている。



## 第 -1-7図 個人所得税・法人税負担の国際比較

税制改革後も依然として高いスウェーデンの労働所得税負担



- (備考) 1. OECD "Revenue Statistics" より作成。ただしスウェーデンの99年個人所得税負担については、National Tax Board資料及びStatistics Sweden資料による。
2. 80-90年平均は、80年、85年、90年の数値を平均したものである。
3. 個人所得税負担は労働所得税および資本所得税(キャピタル・ゲインを含む)。法人税はキャピタル・ゲインを含む。

働所得の税負担は軽減されたとはいえ、限界税率はアメリカやイギリスに比べて依然高いままであり、また、付加価値税率は既に先進国でも最高レベルの25%となっている。労働所得に対する税負担の軽減が今後の課題である。その改革の中では、国際的な税の競争の中で、資本所得、特に法人税や金融資産所得への税負担を重くすることは難しいと考えられる。OECDでは、持家等実物資産には国際的な税の競争がないことから、実物資産への重課を今後の改革における選択肢の一つに挙げている<sup>37</sup>。

### 第3節 税制改革による経済活性化の実証分析

前節では、各国の税制改革においては、税制の中立化を図りつつ、誘因を重視して経済の活性化をねらって導入された税制も多くあることを確認した。税制の中立化による中長期的な経済活力の高まりについては、その因果関係を明らかにすることは容易ではない。しかしながら、税負担の軽減による経済活性化の効果については、多くの研究がなされている。

個別税制の経済活性化の効果をみるためには、経済成長の決定要因である、労働供給、国内資本形成、技術進歩、さらには海外からの対内投資に対して税制が与えた影響を分析することが有益である。

本節では、実証分析の蓄積があるアメリカの事例を中心に、税制が上記～の要因に与えた影響に関する研究結果を紹介することによって、経済活性化の効果を明らかにしたい。

#### 1. 労働供給

##### 労働所得税の軽減による労働供給促進効果

労働所得への課税は、余暇の相対的な価値を高めて労働意欲を阻害するため、労働供給を抑制する誘因となる。したがって、労働所得に関する減税は労働供給を促進する効果が期待される。

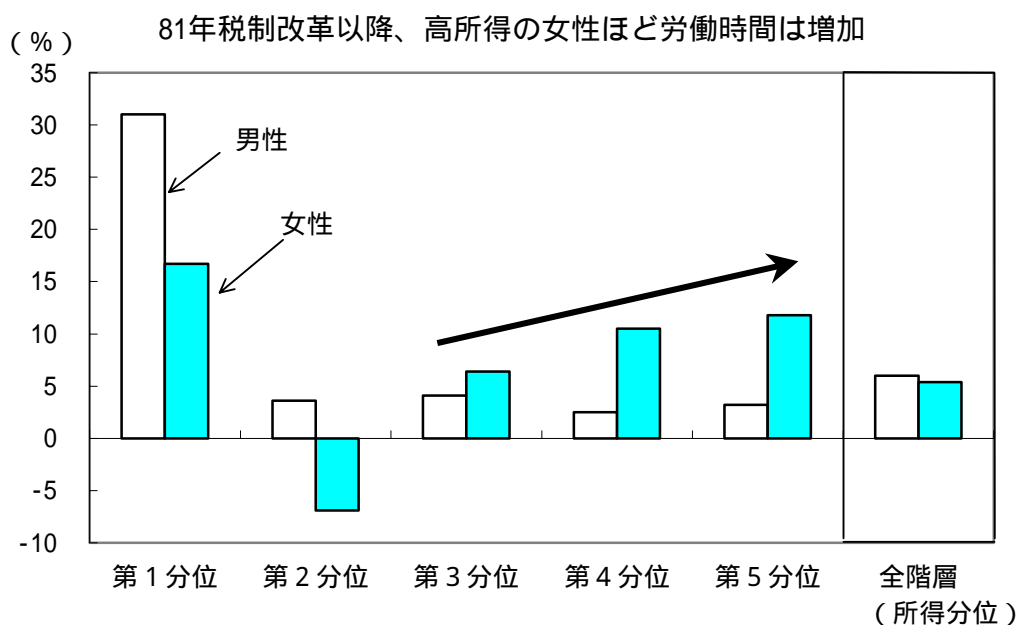
労働供給を測る指標としては、労働時間、労働力率が一般的である。労働所得税減税がこれらの指標に与える効果については、男性よりも女性につい

---

<sup>37</sup> OECD [1999] を参照。

て大きかったとする実証分析が多い<sup>38</sup>。税制改革によって中・高所得層の限界税率が引下げられた80年代のアメリカでは、女性の労働時間が高所得層ほど増加したとする分析<sup>39</sup>がある（第 -1-8図）。また、86年の税制改革の前後で、高所得既婚女性は税引後所得の増加に応じて労働供給を増加させており、少なくともその半分が労働力率の高まりによるものであるとする分析がある<sup>40</sup>。

第 -1-8図 税制改革が労働時間に与えた効果（アメリカ、81～89年）



労働供給を測る上では、その質についても考慮する必要があるとされる<sup>41</sup>。労働力の質が労働生産性に反映されるとすると、税制改革によって労働意欲が高まり、質の高い労働が供給されるようになれば、労働生産性が高まり、

<sup>38</sup> Heckman [1993]、Auerbach and Slemrod [1997] 等を参照。

<sup>39</sup> Bosworth and Burtless [1992] は、税制改革が行われた81年から89年にかけての年間労働時間の増加率を、景気変動要因等の影響を除いて、男女・所得階層別に推計している。個人所得税減税の恩恵を受けなかった低所得層で労働時間が多く増加した理由については明らかにされていないものの、税制改革によって限界所得税率が引下げられた中・高所得層における労働時間の増加は、税制改革の効果を反映したものであるとしている。

<sup>40</sup> Eissa [1995] を参照。

<sup>41</sup> Feldstein [1995] を参照。

実質賃金が上昇すると考えられる。アメリカでは81年、86年の税制改革によって高所得層の税負担が大幅に軽減されたが、81年、86年の税制改革で実施された労働所得税減税に対する所得の弾性値は、いずれも高所得層ほど高かったとの分析結果がある<sup>42</sup>。

これらの分析は減税による労働供給の促進の効果を示している。

#### 誘因を重視する勤労所得税額控除

アメリカで75年に初めて導入された勤労所得税額控除（EITC）は、86年の税制改革の後も、90年、93年に拡充され、その予算規模は拡大を続けている。また近年イギリスを含む他のOECD諸国で採用の動きが広がるなど、注目を集めている（前掲コラム1-1を参照）。

勤労所得税額控除は、社会的扶助が必要な低所得勤労世帯に対して税額控除を認める制度である。稼得所得に応じて控除額が定率で増加することから、その拡充には、労働力率・労働時間の高まりを通じて労働供給を促進する効果があると考えられている。

86年の税制改革における子育て世帯に対する勤労所得税額控除の控除額拡大措置が労働供給に与えた影響について、子育て単身女性の労働力率を2.8%高めたとの分析結果がある<sup>43</sup>。また、イギリスで99年に導入された勤労家族税額控除についても、子育て単身女性や、配偶者が失業中の婚姻女性の労働力率をそれぞれ1.85～2.20%、1.75～1.32%高める効果があったとの分析結果<sup>44</sup>がある。

## 2 . 国内資本形成

### 税制と国内民間貯蓄

経済成長の決定要因の一つである資本形成には、国内民間貯蓄の蓄積が必要である。国内民間貯蓄は家計貯蓄と企業貯蓄（内部留保）の二つの形態を

---

<sup>42</sup> それぞれ、Lindsey [1987]、Feldstein [1995] を参照。Feldstein [1995] は、全ての所得階層にわたって減税が行われた81年の税制改革についても高所得層の弾性が高いのは、各種控除が削減されたためではないかとしている。

<sup>43</sup> Eissa and Liebman [1996] を参照。労働時間に対してはほとんど影響はみられなかった。ただし、86年の税制改革以前に勤労所得税額控除を受給している層については所得効果による労働時間の減少が予想されるが、この点も確認されなかった。

<sup>44</sup> Blundell and Reed [2000] を参照。

とるが、企業の最終的な保有者は家計であるため<sup>45</sup>、家計貯蓄が資本形成の源泉として重要である。

労働所得税や資本所得税の減税は、家計貯蓄の税引後収益率を上昇させ、家計貯蓄を増やす誘因を与える。しかし、減税による所得の高まりは、消費を増やす誘因ともなるので、最終的な効果は理論的にも明らかではない。実証的にもその効果について定説は必ずしも存在しない。アメリカについては、81年の税制改革による所得税減税、キャピタル・ゲイン減税によって、家計貯蓄率はそれほど高まらなかったとする研究も多い<sup>46</sup>。

また、個別の貯蓄優遇税制が家計貯蓄全体に与える影響についても見解は分かれる。81年の税制改革で貯蓄奨励策として盛り込まれた個人退職勘定掛金の控除限度額の拡大措置は、個人退職勘定掛金による貯蓄を大幅に増加させており、その増加分の大半が新規貯蓄だったとの分析<sup>47</sup>がある。しかし、個人退職勘定への優遇的税制が貯蓄全体に与える影響については必ずしも合意は得られていないのが現状である<sup>48</sup>。

他方、税制が家計貯蓄の構成（資産選択）に影響を与えることは実証的にはおおむね明らかになっている。アメリカに関しては多くの実証分析が存在し、例えば83～95年のパネルデータを用いて、税負担の大きい家計ほど、税制上優遇されている資産を保有する傾向にあること等が示されている<sup>49</sup>。また、スウェーデンにおける91年の税制改革が、家計の資産保有構成に実物資産から金融資産へのシフトをもたらしたことを示した分析もある<sup>50</sup>。

### 投資活動を刺激する税制

税制が企業の投資活動に与える影響は、資本費用アプローチに基づいて明らかにするのが標準的である。この考え方では、投資は、追加的資本の取得費用と投資収益の現在価値とが等しくなる水準に決定される。このとき、課税によってできる「税のくさび」（投資の税引前収益率（社会的収益率）と

---

<sup>45</sup> ただし、実証的には代替関係は比較的緩やかである。例えば、Poterba [1987] は、企業貯蓄1ドルの減少は家計貯蓄0.5～0.75ドルの増加をもたらすとの計測結果を得ている。なお、配当やキャピタルゲインへの課税率変更は配当・内部留保比率に変化をもたらし、家計貯蓄・企業貯蓄比率に影響を与える。

<sup>46</sup> Slemrod and Bakija [2000]、Bovenberg [1989]、Auerbach and Slemrod [1997] 等を参照。

<sup>47</sup> Bovenberg [1989] を参照。

<sup>48</sup> Gale [1997] を参照。

<sup>49</sup> Poterba and Samwick [1999] を参照。

<sup>50</sup> Agell 他 [1995] を参照。

税引後収益率（私的収益率）との差）を社会的収益率で除したものが投資に対する限界実効税率であり、税制が投資活動に与える影響をみる上で最も有効な指標とされている。投資収益の計算にあたっては、一般に、個人所得税、法人税、資本所得税、税法上の減価償却率、投資税額控除等が考慮され、限界実効税率はこれらを含んだ概念となっている。例えば、税法上の減価償却率が引き上げられた場合、収益における法人税負担がその分軽減され、限界実効税率の低下となって現れる。これは投資を促進する誘因の一つとなる。

70～96年のアメリカの限界実効税率<sup>51</sup>をみると、81年の税制改革によって大幅に低下しているが、86年の税制改革後はむしろ上昇していることがわかる。これは、81年の税制改革では加速度費用回収制度を導入したほか、投資税額控除を拡充するなど、投資優遇的な税制の導入による経済活性化が図られていた、それに対して、86年の税制改革では加速度償却を緩和し、また投資税額控除を廃止するなど、投資を過度に優遇することになる歪みが除かれたため、と考えられる。民間設備投資は81年の税制改革後に大幅に増加しているが、86年税制改革の後にはほとんど目立った反応を示していない（第-1-9図）。

81年税制改革後の投資の拡大がその効果のみによるものかどうかについては必ずしも合意は得られていない<sup>52</sup>ものの、投資優遇的な税制が限界実効税率の低下をもたらし、投資への誘因の一つとなったと考えられる<sup>53</sup>。

一方、86年の税制改革によって設備投資における資産間の限界実効税率格差は大幅に縮小していることがわかる。86年の税制改革では、短期償却資産に対して優遇的であった投資税額控除が廃止されたため、短期償却資産に対する限界実効税率は大幅に上昇して、長期償却資産との格差がほとんどなくなった。資産間の限界実効税率の格差は投資活動に歪みをもたらすため、86年の税制改革はこうした歪みを取り除き、税制の中立化に資したと考えられる。因果関係は明らかではないが、その後の民間設備投資は比較的小幅な変動にとどまっている。また、86年の税制改革が投資への限界実効税率を高めたにもかかわらず、中立化の効果によって、経済厚生は高まったとする分析<sup>54</sup>もある。

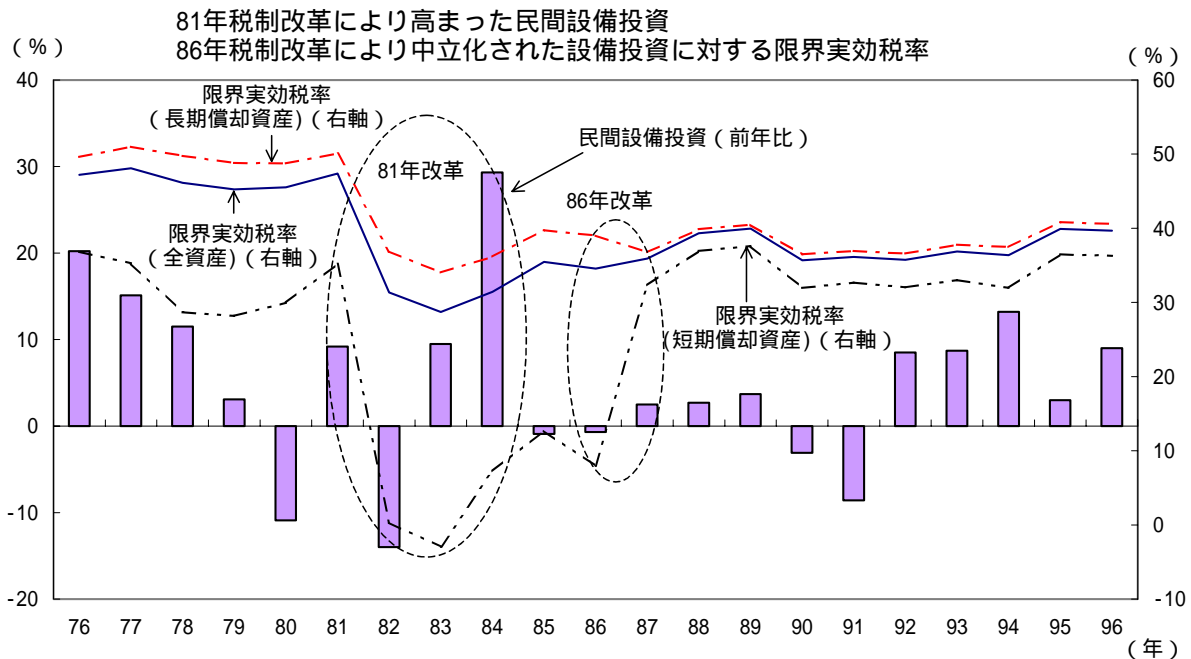
<sup>51</sup> Jorgenson and Yun [2001] による。

<sup>52</sup> Bosworth [1985] は税制改革以外の要因が大きかった可能性を指摘している。

<sup>53</sup> 例えば、Fullerton and Karayannis [1993] も81年の税制改革後に限界実効税率は低下したとの結果を得ている。

<sup>54</sup> Jorgenson and Yun [1990] を参照。

第 -1-9図 レーガン政権期税制改革前後の  
民間設備投資と限界実効税率の推移



- (備考) 1. 民間設備投資はアメリカ商務省、  
限界実効税率は Jorgenson and Yun [2001] より作成。  
2. 限界実効税率の算出にあたっては税引き後収益率、配当比率を、それぞれ  
計測期間 (70~96年) の平均である6.50%、42.62%と設定している。

### 3. 技術進歩 ( 研究開発 ( R & D ) 支出 )

技術進歩は経済成長の重要な決定要因の一つであり、研究開発 ( R & D ) 支出の増加は技術進歩を促進して経済成長率を高めると考えられる<sup>55</sup>。

R & D 支出 ( 投資 ) に対する税制上の優遇措置は、R & D 支出の資本費用の低下となって現れる。アメリカにおける R & D 支出資本費用の税制 ( 税及び控除 ) 部分は79年~97年にかけておおむね一貫して低下したとの分析結果<sup>56</sup>がある。これによると、特に81年には税制改革で R & D 支出の増分に25%の税額控除を認めたことから、大幅に低下<sup>57</sup>したという。この期間の R & D

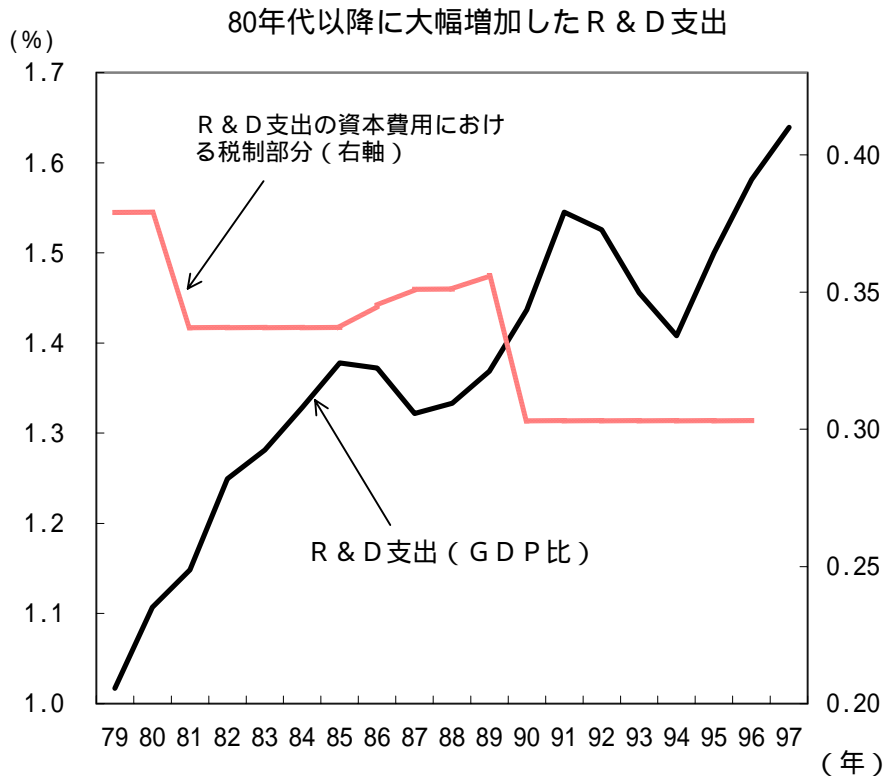
<sup>55</sup> Bassanini 他 [2001] によると、企業研究開発支出対 GDP 比の 0.1% ポイントの恒久的な増加は一人当たり経済成長率を 0.3~0.4% 程度押し上げる効果があるという。

<sup>56</sup> Bloom 他 [1999] を参照。

<sup>57</sup> R & D 支出コストは 90 年にも大幅に低下しているが、これは控除額算出方法等の変更によるものと思われる。81 年以降、R & D 支出の増分は過去 3 年間の支出額の平均を基準額として算出されていたが、90 年以降は、R & D 支出の対売上比の過去 3 年間の平均 × 売上高を基準額として算出されるようになった。

支出の推移をみると、R & D 支出資本費用の税制部分が低下した80年代以降、大幅に増加していることがわかる（第 -1-10図）。

第 -1-10図 R & D 支出の資本費用における税制部分と R & D 支出の推移（アメリカ）



- (備考) 1. R & D 支出 (GDP比、産業部門) は、アメリカ商務省、Science & Engineering Indicators-2000、Bloom 他 [1999] より作成。  
 2. R & D 支出の資本費用における税制部分は、Bloom 他 [1999] による。Bloom 他 [1999] における R & D 支出は研究開発を目的とした経常支出、建設投資、機械設備投資からなり、資本費用は、経常支出、建設投資、機械設備投資の減価償却率をそれぞれ、30%、3.61%、12.64%と設定して算出されている。また、資本費用における税制部分は、実質利率を10%、インフレ率を3.5%に固定して算出されたもの。

また、主要先進諸国の R & D 支出資本費用が R & D 支出に与える影響について行われた回帰分析<sup>58</sup>によると、R & D 支出資本費用を10%削減すると、R & D 支出は短(当該)期には1%、長(収束)期には10%増加するとの結果が得られている。

<sup>58</sup> Bloom 他 [1999] を参照。



#### 4 . 海外からの対内投資（資本流入）

経済成長は、国内要因に加え、海外からの資本流入によっても大きな影響を受ける。現在は、資本が国境を越えて自由に移動するため、投資資金を海外から賄うことも可能である。このため、税制が自国への対内投資に対して誘因を与えることができるか否かは、経済活性化の観点からは重要な点の一つといえる。しかしながら、税制が資本移動に与える影響については、投資国と投資受入国の国際課税制度などに大きく依存するものであり、一般化は容易ではない。

国際課税の原則については、源泉地主義と居住地主義の二つの考え方があり、前者は収益の源泉地である投資受入国（源泉地）が、後者は投資主体が居住する投資国（居住地）が、それぞれ課税権を持つとするものである<sup>59</sup>。源泉地主義の場合は、投資受入国の税率が対内投資に対して一律に適用されるため、投資受入国は法人税・資本所得税を軽減することによって対内投資（資本流入）の促進を図ることができるが、居住地主義の場合は、投資国（居住地）が行う対外投資には一律に投資国の税率が適用されることとなるため、投資受入国は税制によって対内投資に影響を与えることができない、というのが基本的な考え方となる<sup>60</sup>。

この基本的な考え方に基づく場合、居住地主義をとるアメリカ等では自国の税制によって対内投資に影響を与えることができないことになるが、実際には対米直接投資に影響を与えているとする実証分析がいくつか存在する。これは、直接投資では国際課税の原則と無関係な再投資が行われることがあるためである。例えば、現地子会社が内部留保等の手段によって現地（投資受入国）で資金を調達して再投資を行う場合、内部留保に対しては投資受入国の法人税制が適用されるため、源泉地主義・居住地主義の別によらず、投資受入国の税制が対内直接投資に影響を与える可能性が出てくる。80年代のアメリカの税制改革が対米直接投資に与えた影響については、56～84年のデータを用いた回帰分析によって、内部留保によって資金調達された再投資部

<sup>59</sup> 日本、アメリカ、イギリスでは居住地主義をとっており、配当・利子等の資本所得については、国内で受領される際に課税することとしている。一般に、資本所得に対しては投資受入国で源泉地国課税がなされることが多いが、既に投資受入国で支払われた税額については一部控除することとしている。これに対し、フランスなどは源泉地主義をとっており、国内で受領される外国源泉の所得に対しては課税されないこととなっている。

<sup>60</sup> 世界全体の効率的な資源配分の観点からは、各国が居住地主義をとることが望ましいが、実際には源泉地主義をとる国が存在しており、居住地主義は浸食されている。

分が税引後収益率に対して相当弾力的であり、また81年の税制改革のウェイトが高い期間では弾性値がさらに高まることを示した実証分析<sup>61</sup>があり、81年の税制改革における法人税負担の軽減が対米直接投資を促進した可能性がある。

同様の結論は、OECD諸国の比較分析<sup>62</sup>にもみることができ、少なくとも法人税負担の軽減による資金調達コストの軽減は、海外からの直接投資に対しても誘因効果をもっていると思われる。

#### 第4節 経済活力の増進に向けて

本章では、欧米先進諸国のうちアメリカ、イギリス、スウェーデンの80年代以降の税制改革を概観した。いずれの国においても、経済活動に中立的な税制を目指して中長期的な経済活力の増進を図ろうとするなかで、税負担軽減の誘因に着目して特定の分野に限って経済活性化を図った税制も併せて展開されていることが明らかとなった。

税制の中立化は、税のくさびを低下させ、市場メカニズムに従った経済の効率化を促進し、中長期的な経済活力の増進に資すると考えられる。さらに、特定分野について税のくさびを低下させる政策にも、経済活性化に向けた役割が期待されている。既存研究からは、成長を支える要因を個々に促進する税制が、部分的ではあるが比較的短期間に効果を表している可能性が示唆された。

税負担軽減の誘因を過度にもたらす税制は効率性を阻害するとの議論もあるが、市場の失敗が生じる分野では、必ずしも効率性の阻害とはならない。研究開発投資等、外部性が認められるものへの優遇税制はその好例であろう。税制は平均的な税負担として経済に影響を与えるだけでなく、所得・収益や価格・費用に限界的に働きかけて、家計や企業の行動に影響を与えることができる。このため、税制の誘因に着目することは、経済の活力を内側から高めることができる有効な経済政策の手段のひとつとして考えられる。

税負担の限界的な変化が経済活動に与える影響を重視して、税制デザインを策定することが、経済の国際化が進展する中で重要性を高めている。現在、

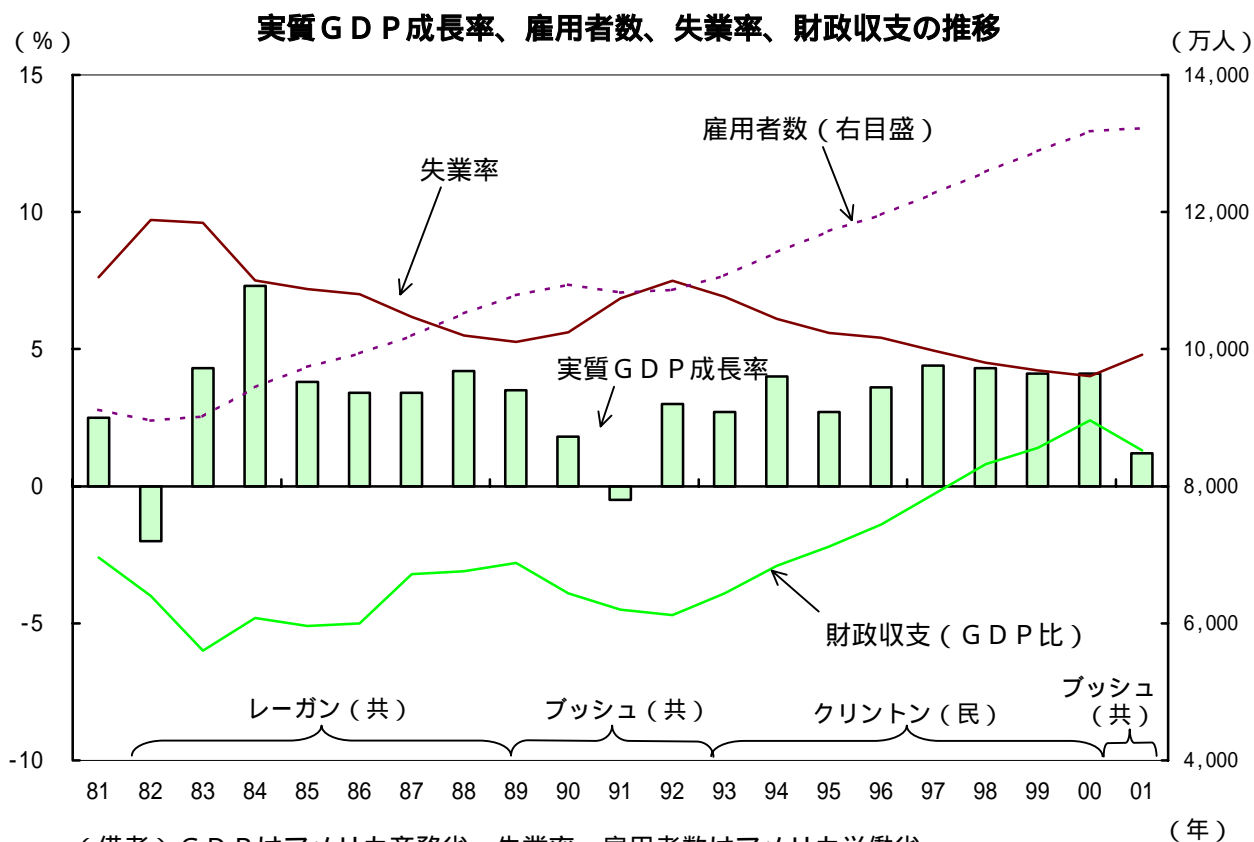
---

<sup>61</sup> Boskin and Gale [1987] を参照。

<sup>62</sup> Leibfritz 他 [1997] を参照。

企業活動は国境を越えて行われているが、税制は各国政府の裁量に委ねられている。資本や労働の流動性が高まりつつあることを踏まえ、国際的な観点から税制を整備することがますます求められている。市場経済における人々や企業の選択を歪めない税制に向けた改革を行い、経済活力を高めていくことが重要な課題である。

(参考1) アメリカ



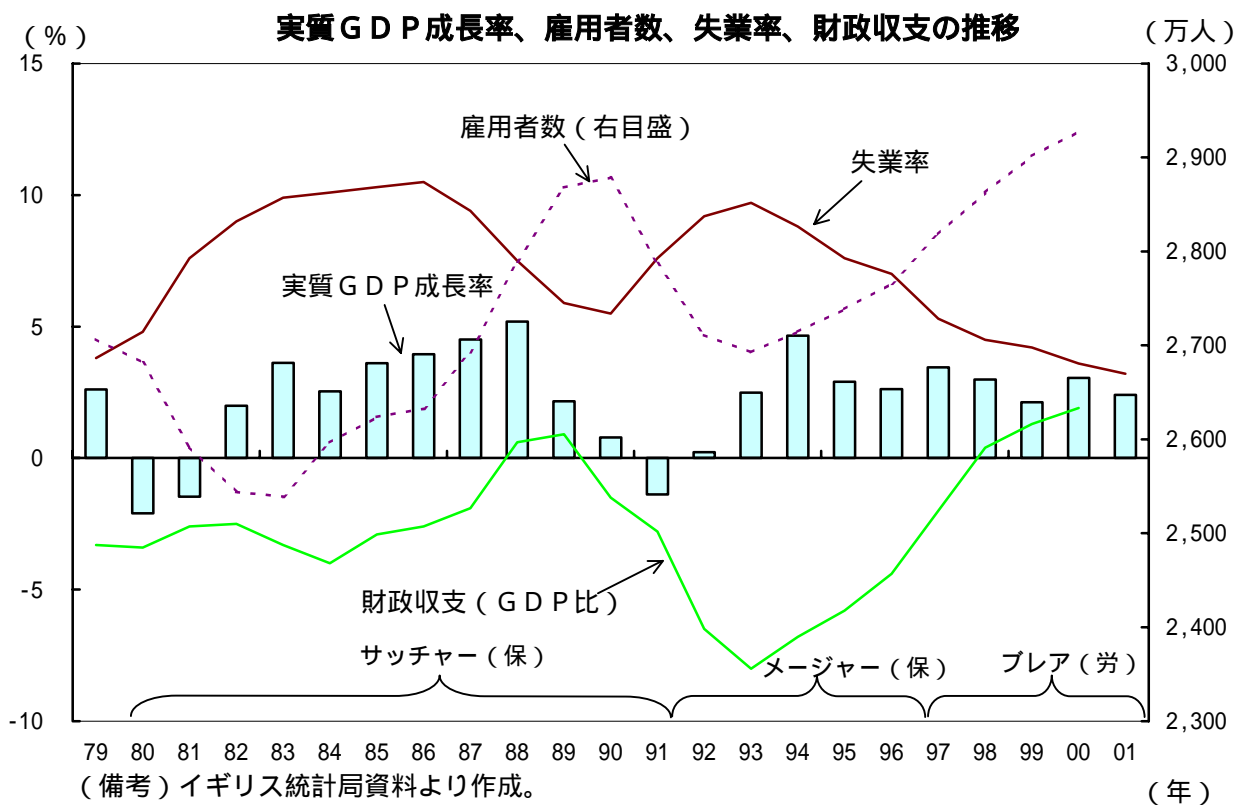
	1980	1990	2001
個人(労働)所得税	14 ~ 70 (15段階)	15、28 (2段階)	10、15、27、 30、35、38.6 (6段階)
資本所得税 (キャピタル・ゲイン)	28	28	20
法人税 (基本税率)	46	34	35
付加価値税	-	-	-

(いずれも%、国税のみ)

(備考) 1. Joint Committee on Taxation資料, Eichner and Sinai [1999] より作成。

2. キャピタルゲインは個人向け、長期、最高税率。

(参考2) イギリス

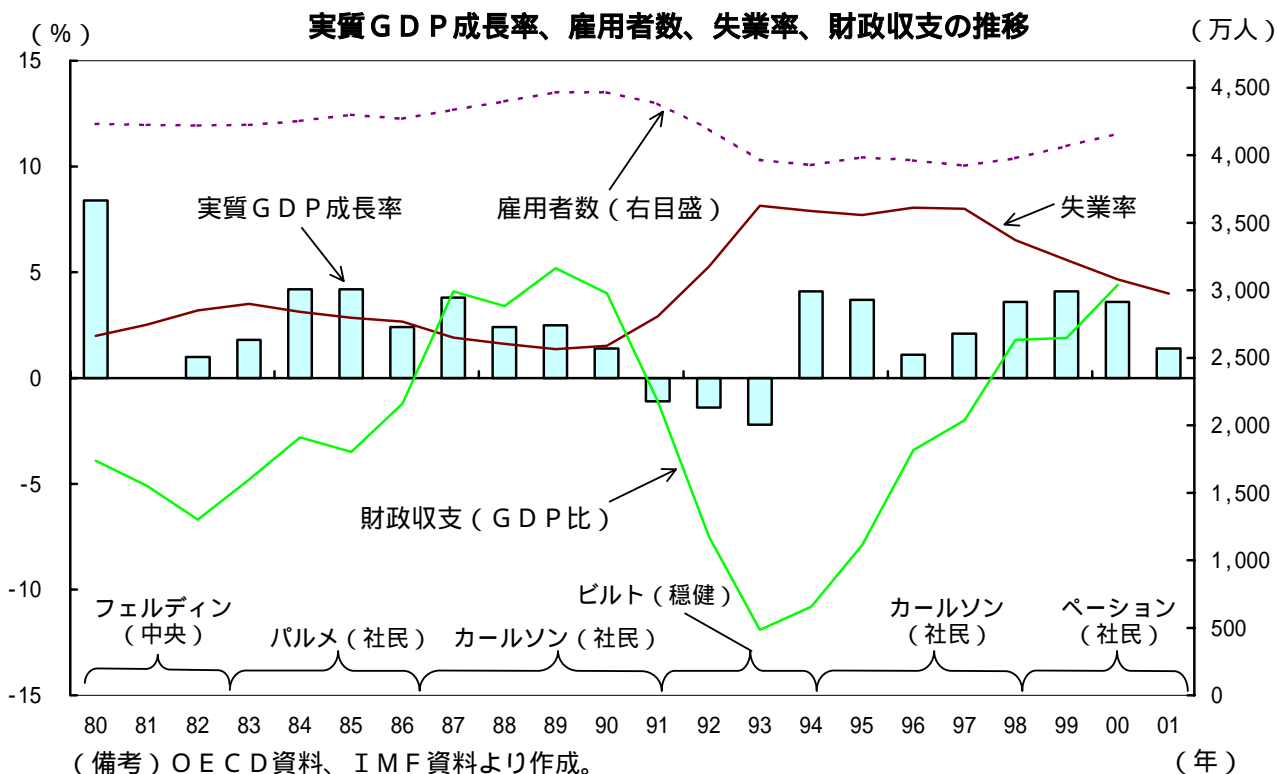


	1980	1990	2001
個人(労働)所得税	30、40、45、 50、55、60 (6段階)	25、40 (2段階)	10、22、40 (3段階)
資本所得税 (キャピタル・ゲイン)	30	25、35	10、20、40
法人税 (基本税率)	52	34	30
付加価値税	15	15	17.5

(いずれも%、国税のみ)

(備考) 1. Institute for Fiscal Studies資料、Inland Revenue資料より作成。  
2. キャピタル・ゲインは個人向け。

(参考3) スウェーデン



	1980	1990	2001
個人(労働)所得税	1~58 (18段階) (29.09)	3~35 (4段階) (31.16)	定額、20、25 (3段階) (30.5)
資本所得税 (キャピタル・ゲイン)	56	30	30
法人税 (基本税率)	57.5	47.8	28.0
付加価値税 (基本税率)	21.57	24.23	25

(いずれも%、国税)

- (備考) 1. OECD資料、スウェーデン財務省資料より作成。  
 2. 労働所得税の括弧内は課税区分数及び地方税の平均。  
 3. 2001年の労働所得税は、24,200クローネ未満の所得に対しては定額税(200クローネ)のみ課される。  
 4. キャピタルゲインは平均限界税率、91年以降は分離課税。